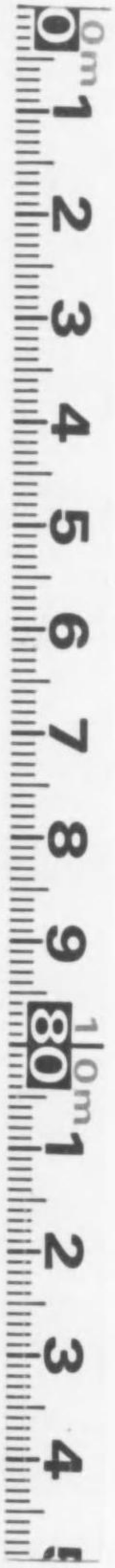
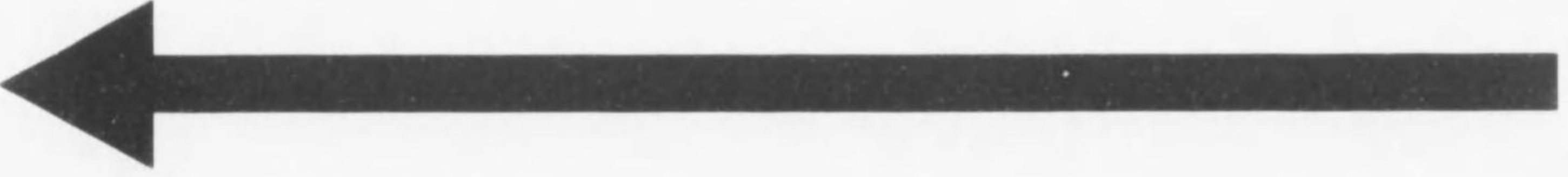


384-43  
1200501455387

384  
43



始









工ト2M-88



攘夷實行篇







（藏所御家宮通久）像肖御王親彦朝宮川中





薩長の攘夷の性質

## 攘夷實行篇刊行に就て

攘夷を口にしたるものは、滔々たるもの、天下皆な是なりと云ふ可き程であつた。然も攘夷を實行したるものは、長と薩とであつた。其の動機からすれば、何れも純の純なるものではなかつた。長は本來長井雅樂の航海遠略、開港通商の意見を主として、彼をして兩都の間に奔走し、公武合體に周旋せしめた。然るに一旦長井雅樂が、列藩有志者の間に、評判宜しからず、延いて朝廷に於ても、其の風向きが變り來るや、長は直ちに長井を斥け、其の全責任を長井一人に歸せしめ、方向轉換をなし、所謂楠公湊川討死の覺悟を標榜して、一氣攘夷に邁進した。乃ち其の方向轉換の理由は、(第一)は長藩の天下有志者間に於ける不評判を恢復せんが爲めに、(第二)朝廷の攘夷說に詭隨と云はざる迄も、隨從せんが爲めに、(第三)薩藩との競争上、薩藩に先を制せられざらんが爲めに、其他吉田松陰社中

長藩方向轉換の理由



の面々が先師の爲めに長井に報復せんとし、故らに長井反對の運動を爲したるが如きは、固より云ふ迄もなし。

長の敵本主義

されば、長の攘夷は、當初より攘夷を確信したるが爲めでなく、半ば以上は、敵本主義であつた。所謂争氣と、當て氣と、霸氣と、餘儀なき立場に陥つた爲めであつた。

薩本來非攘夷論

薩は本來當初より攘夷論では無かつた。島津齊彬は、極めて聰明にして、世界の  
大勢にも精通と云はざる迄も、通達して居た。されば攘夷の問題は、武備充實の  
後の事、當今の計は、富國強兵に在りて、決して卒爾の攘夷でないことを、彼は  
繰り返し、朝廷にも、幕府にも、且つ其の一番にも開陳し、諭示して居る。其の後繼  
者島津久光に於ても、阿兄ほどの雄圖大略なく、達識先見なきも、其の大體に於  
ては、善く阿兄の方策を紹述した。

薩藩攘夷の動機

然るに薩は何故に攘夷を爲したる乎と云へば、生麥事件の爲めであつた。生麥

事件は、全くの不用意の出來事であつた。英人リチャードソンの一行が生麥に  
て、島津久光の行列に遭遇しなければ、斯る事件の出て來る可き様もなく、遭遇  
しても、英人が今少しく恭謙の態度を持し、薩人が今少しく自制したならば、此  
の事件の出て來る可き様は無かつた。然も互に思ひ設けぬ場所に於て、思ひ設  
けぬ椿事は發生した。

雙方共騎虎の勢

此上は致方なし、薩人も一度抜いた太刀である。是れを容易に納む可きではな  
い。此れが爲めに下手人も出さず、此れが爲めに英人にも謝罪せず、而して遂に  
英國軍艦の鹿兒島灣來寇となつた。英人は恐らくは威嚇だけにて、其の目的を  
達するつもりであつたかも知れないけれども、相手が薩摩武士だ。一通りや二  
通りの威嚇沙汰にて、到底埒が明く可き筈が無かつた。

薩長攘夷の相違

之を要するに、長人が馬關にて、英、佛、蘭、米の諸艦を砲撃したるは、攘夷の爲めの



攘夷であり、云は、積極的攘夷であつた。薩人が鹿兒島灣にて、英艦と戦うたるは、我より好んで戦鬪を開始したるにあらず、彼が堂々と艦隊を率ゐて、喧嘩腰にて談判に來たから、其の喧嘩を買うたのだ。乃ち薩摩は外人から喧嘩を買ひ、長人は外人に喧嘩を賣つたと云ふも不可あるまい。何となれば、長人は馬關海峡を無關心に通過する外船を目當に遠慮會釋なく、沿岸の砲臺から射撃したからだ。

若し生麥事件を加へて觀察すれば、薩人も亦た喧嘩を賣つたと云へば、云へないこともないが、此れはほんの出合がしらの出來事にて、當初から決して攘夷を主張して、攘夷せんが爲めの攘夷では無かつた。

斯く觀察し來れば、攘夷を實行したるは、薩と長とに止まり、然も、その長も薩も、決して純粹なる攘夷の爲めの攘夷でなく、一は前過——長井の不評判や朝廷の不首尾——を償はんが爲めの攘夷にして、他は生麥事件の爲めに、心ならず

薩長共本  
來は攘夷  
ならず

も英人の相手と爲りたるに過ぎなかつた。若し彼等が誠心誠意、正直正銘の攘夷家であつたならば、四國艦隊の馬關砲撃の一戦や、英國艦隊と鹿兒島灣の一戦にて、忽ち攘夷の鋒を戦む可き筈は無いで、無い乎、然るに薩長二藩等が一戦の後、何れもその敵と講和したるは何故ぞ、そは假令其の動機は同一ならずとするも、要するに其の本來の目的が、純粹の攘夷、即ち外人と共に天を戴かざる底の攘夷でなかつたからだ。

\* \* \* \* \*

薩長實戦  
の影響

鹿兒島戦争は、公平に云ふも、五分の一の勝負だ。但だ馬關戦争は、長藩が全敗にて、此れが爲めに長へに日本人敗戦の記録が、歐米人の間に留められて居る。——例せば佛國ヴェルサイユ宮殿の内に於ける壁畫に、四國艦隊馬關砲撃の圖がある——のみならず、恐らくは此の一舉は長藩の先輩に、若干の外人恐怖と云はずんば、外人崇拜熱を助長したではあるまい乎とも思ふ。それが延いて明治の政治にも、若干の影響を與へたかも知れない。但だそれは何れにしても、此



攘夷の實行は、薩人と長人とに、多大の教訓を與へた。島津齊彬が天保山の兵よりも、村田清風の羽賀臺の練兵よりも、如上の實戦は、薩長人士に、如何に我が兵制と兵器との改善せざる可からざる乎を、徹底的に、實物教訓を與へ、その効果は、齊彬や村田のそれと實に比較にならぬ程多大のものであつた。

經驗の利益

而して此れと同時に、日本人にして尤も外人と接近し、互に提携するに到りたるは、此の攘夷實行の薩長二藩、及び薩長二藩人士であつた。鹿兒島灣の戦争も固より、馬關戦争の代價は、實に不廉なるものであつた。然もその高値なるに拘はず、二藩人士が、此の苦がき經驗によりて、收得したる利益に至りては、其の失ふものを償うて餘りあるばかりでなく、更らに、その幾十倍なるやも未だ知る可からずだ。如何なる高値なる經驗も、若しその經驗によりて收得したる利益が、それ以上ならば、決して損失ではない。然るに我が薩長人士は、凡有る方面に於て、此の經驗を利用し、善用し、活用した。之を隣國の支那人が苦がき經驗を

累積しつゝも、殆んどそれをその儘抛却し去りて、概ね經驗の持ち腐れとなすに比すれば、實に雲泥の差ありと云はねばならぬ。

轉禍爲福

生麥事件が果して老成なる處爲であつた乎、馬關の攘夷が果して賢明なる作略であつた乎、それには異論があらう。されど、其の最後の結果に就ては、何れも禍を轉じて福と爲した。者般の經驗は、必らずしも自から進んで之を求むる必要はあるまい。されど現に之を経験するの餘儀なきに於ては、之を我が藥石となし、之を我が教訓となし、之に頼りて未開の進路を拓くは、是れ單り遠謀深慮ある國民の有する特權である。而して薩長人士は、實に其の特權の持主たるを辱めなかつた。



昭和十年九月初四、岳麓山中湖畔旭日丘の雙宜莊に於て、  
時に陰雲暝蒙、富嶽を鎖し、雨氣漸く机邊に偈らんとす。

八

老蘇峰人

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第二十一冊、織、豊、徳以來通計五十冊。
- 一 本篇は昭和八年八月十七日起稿、十一月二十四日脱稿。
- 一 現在第五十一冊「大和及生野義舉」第五十二冊「文久元治の時局」第五十三冊「元治甲子禁門の變」第五十四冊「筑波山一舉」第五十五冊「内外交渉篇」第五十六冊「長州征伐」第五十七冊「幕長對抗篇」第五十八冊「幕府瓦解期に入る」を稿了し、目下第五十九冊の過半に達して居る。
- 一 近世日本國民史も今や第五十冊に上る。大正七年五月以來兀々息まず、漸く此に達す。牛歩遅々、未だ必らずしも多く憾むを要せず。
- 一 筆路徐ろに孝明天皇の末期に入り、明治の曙光を微しく認めんとす。何等の快心事。
- 一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

一



昭和十年九月初四 岳麓山中湖畔旭日丘雙宜莊に於て

二

### 蘇峰七十三叟

## 近世日本國民史 攘夷實行篇 目次

### 第壹章 生麥事件の談判開始

#### 一 攘夷實行と薩長

長の外艦砲撃〔一〕 薩の外艦砲撃〔二〕 長薩攘夷根本義の相違〔三〕 已むを得ぬ生麥事件〔三〕 薩の面目保持〔四〕 長薩攘夷急先鋒たるの必要〔四〕 生麥事件の刺戟〔五〕

#### 二 薩、幕、英の三角關係

生麥事件善後策〔五〕 三角關係〔六〕 容易に引かぬ薩摩男兒〔六〕 幕習の久光に對する感情〔七〕 幕閣對久光策評議〔八〕 薩の逆振〔九〕 幕府苦境〔九〕

#### 三 生麥事件に付き日英談判の開始

幕府板挟み〔一〇〕 薩の對英警戒〔一〇〕 英の要求提出豫告〔一〇〕 右豫告書〔一一〕 幕閣返書〔一一〕 注意要求二個條〔一一〕

目次

一



四 英國代理公使提出の文書……………一四  
 英要求書(一四) 東禪寺事件に就き(一四) 生麥事件に就き(一五) 猛暴要求  
 (一六) 最後通牒に等し(一七) 直接薩摩談判の意向(一七) 要求第一(一八)  
 要求第二(一八) 薩藩戒飭要求(一九)

五 英國外相ラスセル卿の訓令……………一九  
 訓令本文(一九) 日本外國奉行の通辭(二〇) 二責任者(二一) 賠償條件(二二)  
 目的到達の方法(二三) 實力使用許可(二四) 薩汽船捕獲許可(二四) 責任解除  
 の不可(二五)

六 幕吏の狼狽……………二六  
 英艦横濱來泊(二六) 英抗議の影響(二七) 將軍上洛路變更理由(二七) 奉行狼  
 狽の狀(二八) 外國係局中評議(二九) 一切幕府に責を負ふ(三〇)  
 註 外艦多數江戸内海に集る(開國大勢史)……………三〇

七 日本側の延期申込……………三一

八 幕議紛々……………三五  
 上司への建議(三一) 延期また延期(三一) 殆ど不眠の忙々(三一) 幕閣答書  
 (三三) 延期申入(三四)

第二章 小笠原長行の交渉擔任……………四一

九 小笠原長行の東歸……………四一  
 覺悟なき警告(四一) 江戸中の狼狽(四一) 大小名妻子立退(四二) 町人家財賣  
 拂立退(四二) 開老途方に暮るゝのみ(四三) 徳川慶篤小笠原長行東歸(四三)  
 小笠原東歸命承承裡面(四四)

一〇 小笠原長行(一)……………四五

小笠原人物(四五) 長行の生立(四五) 長行登用さる(四六) 長行の幼時(四七)  
 長く部屋住(四七) 長行の交友(四八) 重要位地に就く(四八) 上京(四九)



一一 小笠原長行(二) ..... 四九

異数の拔擢(四九) 慶喜と同心(五〇) 長行外交意見(五〇) 敢へて難局に當る  
 (五一) 恩賜拜辭(五二) 邸機應變策か(五三) 慶喜との默契(五三)

第三章 水野癡雲の畫策 ..... 五五

一二 水野癡雲 ..... 五五

小笠原の參謀(五五) 水野の人物(五五) 水野の氣象(五六) 船晦を知る(五六)  
 水野の財政意見(五七) 最硬派(五七) 水野の退隱(五八) 水野の外交上に於け  
 る功(五九) 退隱動機(五九) 小栗岩瀬との比較(六〇)

註 水野の人物(水戸藩史料) ..... 六一

一三 生麥償金問題に關する水野癡雲  
 の意見書(一) ..... 六一

慶喜長行意見(六一) 償金支拂論の有力者(六二) 其の意見書(六二) 幕人の見  
 たる生麥事件(六三) 償金支拂の必要(六四) 水野また中間溫和論(六四)

一四 生麥償金問題に關する水野癡雲  
 の意見書(二) ..... 六五

償金支拂の得策(六五) 支拂に都合よき理論(六六) 開鎖何れも償金支拂の要  
 (六七) 償金支拂の効果(六七) 不支拂の結果(六八) 一點相通か(六九)

一五 江戸に於ける評定 ..... 七〇

小笠原前議固執(七〇) 小笠原の横濱閉鎖意見(七〇) 幕閣多くは支拂説(七一)  
 滿延多くは小笠原と反對(七一) 外人傍若無人の態度(七二) 外國局組頭侮辱さ  
 る(七二) 圓銀贈物の弊(七三)

註 四月二十二日江戸風説(東西紀聞) ..... 七三

第四章 生麥事件の償金支拂 ..... 七五

一六 英國側の意向 ..... 七五

英人の思惑(七五) 薩州打滅の揚言(七五) 大阪燒撃の威嚇(七六) 日本官吏の



不信(七七) 戦争の満期(七八) 償金減少を背せぬ覺悟(七八)

一七 小笠原長行の轉向……………七九

小笠原和親意見に立戻り(八〇) 償金支拂證書交付(八〇) 談判開始(八一) 人心を恐怖に導く(八一) 尾水兩侯の命を奉ず(八二) 大場不承知(八二) 小笠原自ら引責(八三)

一八 尾水兩藩主の豹變……………八三

尾水兩侯關白宛狀(八三) 右書簡の不評判(八四) 種々行違(八五) 尾水態度一變(八六) 慶篤豹變の理由(八六) 慶篤宛達書(八六) 再び慶篤宛達書(八七) 茂徳上京延期(八八) 小笠原以外皆責任逃避(八八)

一九 償金支拂の顛末(一)……………八九

慶喜の態度(八九) 小笠原當惑(八九) 英艦長違約を責む(九〇) 小笠原と水戸君臣會議(九一) 小笠原の横濱行決意(九一) 一橋小笠原電報相通(九二)

二〇 償金支拂の顛末(二)……………九三

慶喜長行問柄(九三) 延期申入(九三) 英公使激怒(九四) 戰意を決す(九四)

淺野小笠原面會(九五) 淺野更に水戸慶篤訪問(九五) 内外混雜(九五) 幕府縮み上り(九六) 慶喜償金支拂延期の理由(九六)

二一 小笠原長行償金支拂を斷行す……………九七

小笠原勇往邁進(九七) 小笠原償金支拂(九八) 小笠原横濱行次第(九九) 償金支拂當然(九九) 不信と支拂との輕重(一〇〇) 公明正大(一〇一)

二二 償金問題と一橋慶喜……………一〇一

支拂打合せ(一〇二) 久しき小笠原の決意(一〇三) 有司呆然(一〇三) 慶喜長行同穴の狐(一〇四) 鎖港應接開始豫告(一〇四) 慶喜の應接開始命令(一〇五) 幕議また變(一〇五)

註 償金支拂に就き慶喜長行同意(開國起原)……………一〇六

### 第五章 小笠原長行上京せんとす……………一〇九

二三 鎖港談判の通告と回答……………一〇九

英の償金受取狀(一〇九) 小笠原各國公使に申達狀(一一〇) 外使の意外(一一



〇) 英公使回答(一一〇) 鎮港結果の重大(一一一) 英政府決心の結果(一一二) 最後決意(一一三)

二四 償金及び拒絶問題に就て一橋慶喜  
と小笠原長行 ..... 一一四

小笠原熟慮の點(一一四) 慶喜小笠原歐米派遣の考(一一四) 朝廷に対する分疏  
方便(一一五) 慶喜小笠原上京命(一一六) 水戸慶篤態度一變(一一六) 小笠原  
單身上京決意(一一七)

二五 小笠原長行の西上と一橋慶喜 ..... 一一八  
慶喜償金支拂に不承知ならず(一一八) 慶喜本來小笠原同意(一一九) 慶喜の鎮  
攘論假粧(一一九) 小笠原西上(一二〇) 小笠原上京目的(一二一) 慶喜との契  
會(一二二)

二六 横濱に於ける小笠原長行(一) ..... 一二二  
小笠原上京辭令(一二二) 小笠原一行横濱入港(一二三) 小笠原隨行長谷川巖  
(一二三) 同水野忠徳(一二四) 京極能登英書記官對話(一二四) 蒸氣船借入申

込(一二六) 酒井應接の用件(一二七)

二七 横濱に於ける小笠原長行(二) ..... 一二八  
小笠原横濱上陸(一二八) 公使宛書簡取戻し(一二八) 幕吏追及會談(一二九)  
有馬歸府(一三〇) 英船賃借成就(一三〇) 小笠原朝陽丸に移る(一三一)

二八 小笠原長行大阪に向ふ ..... 一三二  
慶喜自ら上京せんとす(一三二) 小笠原一橋上京を好まず(一三三) 小笠原斷然  
上京決意(一三三) 慶喜上京見合せ(一三四) 長行再英船移乗(一三五) 長行等  
横濱出帆(一三五) 引率兵員(一三五) 出帆船數(一三六)

第六章 小笠原上京計企の挫折 ..... 一三九  
二九 小笠原、水野等の秘計 ..... 一三九

西上目的(一三九) 水野最後の一擲か(一三九) 水野の慶喜稱揚(一四〇) その  
理由(一四〇) 水野の計畫(一四一) 従來の將軍上洛(一四一) 幕府類勢挽回の  
要(一四二) 福地隨行(一四二)



註 小笠原長行上京〔晚香堂雜纂〕……………一四三

三〇 小笠原一行大兵を率ゐて大阪を發す……………一四五  
 福地英船乗込〔一四五〕 幕兵多數英船乗込〔一四六〕 大阪に入る〔一四六〕 官武  
 通紀の記事〔一四七〕 小笠原以下入阪〔一四七〕 急遽淀止宿〔一四八〕 淀にて嚴  
 しく差止らる〔一四八〕 計畫畫併〔一四九〕

三一 上京停頓の事情(一)……………一五〇  
 小笠原等大阪引返〔一五〇〕 水野の嘆息〔一五〇〕 田邊太一の記事〔一五一〕 方  
 略の秘〔一五二〕 従行兵士目的を知らず〔一五二〕 慶司關白の差止依頼〔一五三〕

三二 上京停頓の事情(二)……………一五四  
 京紳驚愕〔一五五〕 差止使者切々〔一五五〕 在京閣老一切不意〔一五五〕 將軍東  
 下御殿〔一五六〕 將軍親筆差止命令〔一五七〕 將士皆一途上京せんとす〔一五七〕  
 將軍發京〔一五八〕

三三 小笠原長行朝譴を被る……………一五八

三三 差止運動劇甚〔一五八〕 入京議論沸騰〔一五九〕 小笠原免職〔一六〇〕 答辯書を  
 要求せらる〔一六〇〕 小笠原答書〔一六一〕 償金支拂の事〔一六一〕 證書差出  
 〔一六二〕  
 註 生麥償金交附に關する慶喜談話〔昔夢會筆記〕……………一六二

三四 小笠原長行の答辯書(一)……………一六三  
 幕閣皆支拂論者〔一六三〕 英船將延期をきかず〔一六四〕 三港拒絕延期の次第  
 〔一六五〕 一切事實に基づく〔一六六〕 衆議止むなし〔一六六〕 一橋祕密使者  
 〔一六六〕 輕重熟圖止むなき差圖〔一六七〕 申開き十分〔一六七〕

三五 小笠原長行の答辯書(二)……………一六八  
 上京計企の辯〔一六八〕 償金手續言上の爲〔一六九〕 一橋會得〔一七〇〕 獨斷上  
 京に非ず〔一七〇〕 苦しき辯解〔一七〇〕 攘夷に配慮〔一七一〕 献芹微衷のみ  
 〔一七一〕

三六 小笠原長行西上計企の失敗……………一七二  
 井上隨從の辯〔一七三〕 水野隨行の辯〔一七三〕 多數兵士引率の辯〔一七四〕 答  
 辯書改作〔一七四〕 小笠原東歸謹慎〔一七五〕 舉兵上京の計皆失敗〔一七五〕 失



敗の因由(一七六)

三七 小笠原長行と姉小路公知との通謀  
の一説……………一七七

前勇後怯(一七七) 姉小路關係の説(一七八) 姉小路小笠原關係(一七九) 信じ  
難き事(一七九) 田邊太一の見解(一八〇) 姉小路開國説の原由(一八一)  
註 小笠原長行姉小路横死を悼む「晚香堂雜纂」……………一八一

第七章 生麥事件に就き薩英交渉……………一八三

三八 生麥事件と幕と薩……………一八三

事件の意義(一八三) 責任を幕府に負ふ(一八三) 尙問題殘留(一八四) 幕吏英  
艦の薩摩攻撃を喜ぶ(一八五) 其反對論者(一八五) 薩人の看破(一八六) 中原  
猶介狀(一八六)

三九 薩藩の對英覺悟……………一八七

薩摩の覺悟(一八七) 島津久光訓令(一八七) 藩主忠義告諭書(一八九) 重臣請  
書(一九〇) 幕府以上の戰爭氣分(一九一) 夷人誅伐覺悟(一九一)

四〇 薩藩の對外態度……………一九二

久光實は慎重の態度(一九二) 戰爭前充分折衝用意(一九三) 長州攘夷と差違の  
點(一九四) 已むを得ざる薩摩の攘夷(一九四) 英の戰爭押賣(一九五) 幕府差  
止決心なし(一九五)

四一 英艦横濱を去りて鹿兒島に向ふ……………一九六

幕府の阻止策(一九六) 阻止使者(一九八) 使者神奈川著(一九八) 佛公使の力  
をかる(一九九) 阻止無效(二〇〇) 英船出帆(二〇一)

四二 幕府の注意水泡に歸す……………二〇一

英使幕吏同行を求む(二〇一) 派遣人員決定(二〇二) 幕府の島津氏への通告  
(二〇三) 慶喜喜入への親達(二〇四) 喜入歸國(二〇四) 薩英船渡來を恐れず  
(二〇五) 喜入期に後る(二〇六)

四三 英國艦隊鹿兒島灣に入る……………二〇七



英艦横濱發(二〇七) 鹿兒島灣に入る(二〇七) 薩の防備(二〇八) 英の見くびり(二〇八) 英艦鹿兒島前の濱に至る(二〇九) 薩の砲臺(二〇九) 英戦意なし(二一〇) 薩史英公使代理會見(二一〇)

四四 薩藩主に對する最後の通牒……………二二一

英國書(二一一) 被害事實(二一二) 事件經過(二一三) 日本償金支拂義務(二一四) 薩藩への要求(二一四) 兵力使用の警告(二一五) 事實開戦宣言(二一六)

四五 薩藩英艦に上陸談判を要む……………二二七

島津氏返書(二二七) 英の諸所偵察(二二八) 英の上陸拒絶(二二八) 薩の上陸要求事情(二二八) 薩藩主の強硬命令(二二九) 英船斬込計畫(二三〇) 藩主の捕獲計畫(二三〇)

四六 決死隊の失敗……………二三一

奈良原等乗艦(二二二) 英の準備警戒(二二三) 江夏の談判(二二三) 決死隊退艦(二二三) 英の警戒(二二三) 英艦碇泊位置變更(二三四) 威嚇無效(二三五)

四七 薩藩側の答書……………二三五

答書本文(二二五) 英豫期全くはづる(二二六) 責任歸著所(二二六) 江戸重役立會の要(二二八) 幕府豫告の事(二二八) 薩全く英を無視(二二九)

第八章 薩英戦争……………二三一

四八 薩英戦闘開始……………二三一

只兵力使用のみ(二三一) 戦開準備(二三二) 薩汽船捕獲(二三二) 五代松木捕はる(二三三) 薩汽船乗員上陸(二三三) 薩の發砲(二三四) 横山砲臺の射撃(二三四)

四九 水陸戦闘(一)……………二三五

我が砲撃不能(二三五) 英旗艦應戦遅延(二三五) パーシユスの狼狽(二三六) 櫻島砲臺と交戦(二三七) 祇園洲臺場砲撃(二三七) 祇園洲臺場沈黙(二三七) 薩水軍隊失敗(二三八) 薩藩善戦(二三八)



五〇 水陸戦闘(二).....二三九

英艦長戦死(二三九) 射撃よく中る(二四〇) 英旗艦發砲中止(二四〇) 英の休  
戰要求(二四〇) 鹿兒島市焼かる(二四〇) レースホース擱坐(二四一) 薩大砲  
製造所焚燒(二四二)

註 戰中鹿兒島市中の状況(徳富一敬自傳).....二四二

五一 沖小島の戦闘.....二四三

暴風英艦を流す(二四三) 英戦死者(二四四) 英艦谷山沖へ去る(二四四) 沖小  
島の發砲(二四五) 敷設水雷無効(二四五) 青山の意氣込(二四六) 砲撃の效  
(二四六) 英艦修理著手(二四七)

五二 英艦の進退.....二四七

英の意見不一致(二四七) 提督兵を上陸させず(二四八) 英艦退去の得策(二四  
九) 提督の誇大報告(二四九) 提督辯解(二五〇) 雙方意外驚異(二五〇)

五三 英國艦隊の退去.....二五一

薩兵凱歌(二五一) 英艦全く退去(二五二) 東郷報告(二五三) 英艦横濱に歸る  
(二五四) 五代と松木(二五四) 好んで捕虜となる(二五五)

註 英艦砲撃(島津久光公實紀).....二五六

五四 薩藩に與へたる實物教訓.....二五七

鹿兒島市被害輕少(二五七) 薩藩大勝とは思はず(二五八) 薩藩所得(二五八)  
舊習一新(二五九) 英アームストロング砲の威力(二六〇) 彼我砲彈威力(二六  
〇) 日本實力の表現(二六一)

五五 戦後の薩英(一).....二六一

薩の敗北妄信(二六二) 媾和を急ぐ(二六二) 薩藩朝廷への報告(二六三) 同幕  
府への報告(二六四) 戰報横濱に達す(二六四) 幕閣の口達(二六五) 戰報京都  
に達す(二六五)

五六 戦後の薩英(二).....二六六

薩藩褒勳(二六六) 薩藩主の訓示(二六六) 朝廷賞賜(二六七) 英外相のニール  
賞讃(二六八) 英下院議員の非難(二六九)



第九章 長州の外艦砲撃……………二七一

五七 攘夷に於ける薩長の立場の相違……………二七一

薩長攘夷の差〔二七一〕 長の攘夷論〔二七二〕 薩、長の行動を喜ばず〔二七二〕  
長州攘夷突進の動機〔二七三〕 薩長對立〔二七三〕 長藩勢力頓挫運命〔二七四〕

五八 長藩攘夷の第一著……………二七五

攘夷偏強の地勢〔二七五〕 米船關門海峡に至る〔二七五〕 長藩兵臨船訊問〔二七  
六〕 夜襲議決〔二七六〕 長兵發砲〔二七七〕 米船逃走〔二七七〕 所謂光明寺黨  
〔二七八〕

五九 佛、蘭兩國艦の砲撃……………二七九

米使損害要求〔二七九〕 佛艦長崎に向ふ〔二八〇〕 右佛艦射撃〔二八〇〕 佛艦應  
戰〔二八一〕 蘭艦海峡に到る〔二八一〕 蘭艦射撃〔二八二〕 酣戰一時間〔二八三〕  
註 小笠原大膳大夫届書〔東西紀聞〕……………二八三

六〇 攘夷褒賞の御沙汰書……………二八四

朝廷御沙汰〔二八五〕 長藩面目〔二八五〕 長兵の鼻息〔二八六〕 中島横死〔二八  
六〕 米艦ウイヲミング號〔二八七〕 周防灘に入る〔二八八〕 砲撃開始〔二八八〕

六一 米艦ウイヲミング號との激戰……………二八九

米艦應戰〔二八九〕 定廣戰況視察〔二九〇〕 長兵苦戰〔二九〇〕 彼我接戰〔二九  
一〕 壬戌丸撃沈さる〔二九一〕 庚申丸また撃沈さる〔二九二〕 米艦歸航〔二九二〕

六二 佛艦の來寇(一)……………二九三

長兵意氣挫く〔二九三〕 佛艦報復開始〔二九四〕 長藩當惑〔二九五〕 砲銃戰未結  
〔二九五〕 佛小倉と妥協〔二九六〕

六三 佛艦の來寇(二)……………二九七

佛艦挑戰〔二九七〕 佛艦益々猛射〔二九七〕 佛上陸隊前進〔二九八〕 砲臺を奪は  
る〔二九八〕 慈雲寺焚燬〔二九八〕 前田應援不可能〔二九九〕 戰闘休止〔二九九〕  
佛艦横濱に入る〔三〇〇〕 長州の體験〔三〇〇〕



第十章 長州の奇兵隊編成……………三〇一

六四 高杉晋作の起用……………三〇一

高杉の人物〔三〇一〕 西郷との比較〔三〇二〕 兩人異同〔三〇二〕 長藩運命の左右者〔三〇三〕 時艱にして偉人を思ふ〔三〇三〕 晋作附籍〔三〇三〕 奇兵隊編成獻言〔三〇四〕

六五 高杉奇兵隊を編成す……………三〇五

馬關に到る〔三〇五〕 奇兵隊眼目〔三〇六〕 隊兵組立法〔三〇六〕 奇兵隊本領〔三〇七〕 奇兵隊名稱〔三〇七〕 奇兵隊組織の必要〔三〇八〕 奇兵隊の效〔三〇八〕

六六 奇兵隊編成の進行……………三〇九

志士馬關に集る〔三〇九〕 兵器購入〔三一〇〕 隊兵漸く集る〔三一〇〕 當時の模様〔三一〇〕 軍氣益張〔三一〇〕 軍紀維持〔三一〇〕

六七 奇兵隊の軍令……………三一四

第十一章 長州關門海峡防備の整理……………三二一

六八 馬關海峡兩岸の防備……………三二一

關地總奉行攝行〔三二一〕 英船來〔三二一〕 福原興勝處置〔三二二〕 攘夷作戰議定〔三二二〕 小倉藩に協議〔三二三〕 田の浦占領の計〔三二四〕 遂に田の浦占領〔三二四〕 長倉葛藤起る〔三二五〕

六九 長藩小倉藩に交渉す……………三二六

長藩の小倉高壓手段〔三二六〕 防禦總奉行交迭〔三二六〕 毛利定廣諭達書〔三二七〕 關地高杉波多野委任〔三二七〕 阪上秋良小倉派遣〔三二七〕 小倉交渉不得要領〔三二八〕 兩士政府への達書〔三二八〕 小倉内談〔三二九〕 小倉藩口上寫〔三三〇〕

七〇 對岸に於ける長藩の活動……………三三一



田の浦附近占領(三三一) 前田塚の浦工事(三三一) 東上諸士馬關に歸る(三三二)  
 藩主高杉重用(三三二) 久坂の聲援(三三三) 久坂朝廷への願書(三三三)  
 朝廷の五藩命令(三三四) 久留米の大里築塞(三三五)  
 註 小倉藩幕府に届出(開國起原)……………三三五

七一 勅使正親町公董の下向……………三三七

正親町監察使派遣(三三七) 發足命令(三三七) 御暇参内(三三八) 従行兵士  
 (三三八) 勅使入用米下賜(三三九) 下賜諭達(三三九) 勅使藩主に勅書を賜ふ  
 (三四〇)

七二 勅使馬關に到る……………三四一

慶親賜勅恩命拜謝(三四一) 勅使馬關巡視(三四二) 長州有志の感激(三四二)  
 對小倉藩問題(三四三) 眼中小倉藩無し(三四四) 勅使田の浦に向ふ(三四五)

七三 小倉藩の五大罪……………三四五

小倉藩の態度(三四六) 小倉藩彈劾文(三四六) 小倉君臣貶逐願(三四七) 勅使  
 九州渡航中止(三四八) 小倉彈劾書を朝廷に上る(三四八) 久留米小倉關係(三  
 四八) 小倉藩朝旨を候す(三四九)

第十二章 幕府の長藩詰問使……………三五一

七四 幕使朝陽丸に乗りて馬關に入る……………三五一

幕府の長州に對する態度(三五一) 詰責書下附(三五二) 苦しき申分(三五二)  
 詰問使派遣(三五二) 朝陽丸馬關に向ふ(三五三) 長兵戰備(三五四) 威嚇砲撃  
 (三五四)

七五 朝陽丸長士に占有せらる……………三五五

長兵朝陽丸に入る(三五五) 艦中應接(三五五) 右に關し奇兵隊日記(三五六)  
 長藩迎接用意(三五七) 壯士激昂(三五七) 朝陽丸借用申込(三五八) 事實占領  
 せらる(三五九)

七六 幕使中根、幕府の詰問書を致す……………三五九

長藩中の攘夷反對者(三五九) 藩主諭告(三六〇) 俗論黨の潛在(三六〇) 幕府  
 詰問書傳達(三六一) 詰問書本文(三六一) 藩廳の幕使待遇(三六二) 藩廳答辯  
 書(三六三)



七七 中根使命の始末……………三六四

江戸よりの詰問書に答辯(三六四) 妄動にあらず(三六五) 幕府奉承(三六五)  
夷船砲撃不得止(三六六) 蝦夷奉戴せん(三六六) 中根殺害さる(三六七) 朝陽  
丸返還(三六八)

第十三章 姉小路公知横死……………三六九

七八 姉小路公知の遭難……………三六九

内外多事(三六九) 隠然一敵國(三六九) 遭難状況(三七〇) 土方等の後始末  
(三七二) 醫師届書(三七二) 公知届書(三七二) 公知多少警戒(三七二)

七九 姉小路横死の影響……………三七三

三條に對する威嚇(三七三) 三條屈せず(三七四) 姉小路の死惜まる(三七四)  
岩倉との比較(三七五) 門々警衛(三七五) 會津藩擔當諸門(三七七) 各藩擔當  
諸門(三七七) 薩藩御免(三七八)  
註 姉小路奇禍(開國起原)……………三七八

八〇 姉小路の刺客逮捕(一)……………三七九

將軍に朝命傳達(三七九) 幕府罪人搜索令(三七九) 穿鑿手掛り(三八〇) 會津  
藩廳の疑者捕縛(三八〇) 薩人嫌疑多し(三八一) 三條亦動く(三八二)

八一 姉小路の刺客逮捕(二)……………三八三

嫌疑者逮捕始末(三八三) 捕吏出向(三八三) 仁禮等捕縛(三八四) 薩士預置き  
疑はる(三八四) 雄平自殺(三八五) 新兵衛帶刀(三八五) 町奉行永井等處罰  
(三八六) 姉小路家臣の證言(三八七)

八二 姉小路横死の眞因……………三八七

薩藩乾門守衛免除(三八八) 中川宮に對する嫌疑(三八八) 罪人詮議方法(三八  
九) 嫌疑者逃亡(三九〇) 姉小路横死の因(三九〇) 非長派の望む所(三九一)  
註 姉小路暗殺に就き大久保利通……………三九二  
意見書(大久保利通文書)……………三九二

第十四章 眞木和泉の運動……………三九三



八三 朝廷に於ける急激派と薩長の立場……………三九三

過激運動の本家(三九三) 主上の當惑(三九三) 主上眷顧薩に向ふ(三九四) 主上薩に依頼(三九四) 主上三條等に當惑(三九五) 徳大寺三條取除の叡慮(三九五) 薩州召寄の御思召(三九六) 主上眞の思召(三九七)

八四 中川宮と攘夷の先鋒……………三九七

至尊の自由にならぬ朝廷(三九八) 朝廷内の薩長兩派(三九八) 中川宮の御意向(三九九) 宮の攘夷先鋒願(三九九) 宮忠憤の御心(四〇〇) 叡旨傳達(四〇一) 小河一敏の觀察(四〇二)

八五 長藩の御親征運動……………四〇三

長藩を刺戟する者(四〇三) 眞木和泉(四〇三) 眞木一派救出(四〇四) 眞木慶親會見(四〇四) 長藩函の歸著點(四〇五) 長藩主訓令(四〇五) 申付條々(四〇六) 長藩と叡慮との距離(四〇七)

八六 眞木和泉の京都に於ける周旋(一)……………四〇八

眞木の信用(四〇八) 學習院出仕仰出さる(四〇九) 眞木眞意(四〇九) 將軍歸府引留運動(四一〇) 牧圻の論(四一一) 御手切の論(四一二)

八七 眞木和泉の京都に於ける周旋(二)……………四二二

眞木薩に依頼の念(四二二) 眞木薩摩召寄の上言(四二三) 諸有志憤激(四二三) 眞木會藩勢力一掃を策す(四二四) 瑣末論區々(四二五) 眞木努力無効(四二五)

八八 乙夜の御覽に入りたる眞木和泉の

獻白書(一)……………四一六

時勢反映(四一六) 攘夷之權(四一六) 一般布告の方法(四一七) 華海兩海手當觸の案(四一八) 親征部署の事(四一八) 御旗本前備(四一九)

八九 乙夜の御覽に入りたる眞木和泉の

獻白書(二)……………四二〇

關白側近の兵(四二〇) 陣場奉行(四二二) 監國(四二二) 訓練の事(四二二) 所謂御密謀の意義(四二二) 造錦旗革車(四二二) 鑿器一切不用事(四二三) 用



圭冠戰袍(四二四) 東帶衣冠(四二四) 眞木の思惑(四二五)

九〇 乙夜の御覽に入りたる眞木和泉の

獻白書(三)……………四二六

置換夷使諫官事(四二六) 眼中幕府無し(四二七) 一新天下耳目(四二七) 緊要事項(四二八) 牧土地人民權(四二八) 詔詞案(四二八)

九一 乙夜の御覽に入りたる眞木和泉の

獻白書(四)……………四二九

假減稅則二等(四三〇) 重戸部之選(四三〇) 移蹕浪華事(四三〇) 嚴兩灘兵備(四三一) 置船塞(四三一) 造船船銃砲(四三二) 主旨倒幕にあり(四三三) 攘夷を倒幕に回轉(四三三)

第十五章 御親征運動の進捗

四三五

九二 長藩の御親征促進運動(一)……………四三五

長藩意の如くならず(四三五) 長藩士の東西奔走(四三五) 因州侯等と會見(四三六) 中川宮鎮西大使御任務(四三八)

九三 長藩の御親征促進運動(二)……………四三九

親征則行不一致(四三九) 中川宮鎮西使辭任説(四四〇) 米澤藩論(四四〇) 大和行幸宸斷(四四一) 大和行幸勅下る(四四一) 眞木の行動(四四二)

九四 長藩御親征促進運動に付ての

一考察……………四四三

眞木益田等の運動(四四三) 中村久坂等の猛運動(四四四) 不同意四藩(四四五) 横濱燒打論(四四五) 親征内實は討幕(四四六) 山口政廳知らず(四四七)

九五 偽勅と眞勅……………四四八

親征降勅(四四八) 主上過激派を嫌ふ(四四九) 會津侯へ降勅(四四九) 同宸翰(四五〇) 近衛氏へ宸翰(四五二) 主上孤立の御立場(四五二) 註 御親征止むなく勅許(島津久光公實紀)……………四五二



九六 二條齊敬の談話 (一).....四五三

容保東下せず(四五三) 勅書の出所(四五三) 過激派の諸藩命令(四五四) 親征反對密謀(四五四) 過激派の威嚇手段(四五四) 二條受賄の無實(四五五) 島津召寄の事(四五六) 水藩士の島津上京反對論(四五七) 三郎上京召留次第(四五七)

九七 二條齊敬の談話 (二).....四五八

二條の大大名召集策(四五八) 御親征用意(四五九) 風聲出御の風評(四五九) 水藩梅澤所説(四六〇) 容保家臣へ懇囑(四六〇) 堂上二分の事(四六一)

第十六章 御親征突然停止.....四六三

九八 御親征派に對する反抗運動.....四六三

對抗運動起る(四六三) 馬揃天覽(四六三) 親征密計暴露(四六四) 容保決心(四六四) 煽動御親征布告(四六五) 親征派の中川宮排斥策(四六六)

九九 薩會の提携.....四六七

中川宮の働き(四六七) 高崎秋月等會談(四六七) 中川宮に大事言上(四六八) 中川宮熱誠(四六九) 宮參内上奏の計(四七〇) 二條近衛鐵協(四七〇) 會津兵力の倍加(四七一)

一〇〇 薩會の密謀成る (一).....四七一

宮參内上奏(四七一) 事聊か離隔(四七二) 主上宸翰を中川宮に賜ふ(四七二) 主上中川宮を召す(四七三) 中川宮内達(四七三) 宮廷大改革(四七四) 宮勅宣を宣す(四七五) 三條等の處分(四七五)

一〇一 薩會の密謀成る (二).....四七六

長藩堺門守衛を罷む(四七六) 長藩戦備(四七六) 過激派の行動(四七七) 長藩を諷す(四七八) 過激派退散命令(四七八) 三條以下官位褫奪(四七九) 註 在江戸閣老への狀況報告(孝明天皇紀・七年史).....四七九

第十七章 非親征派の見たる大和  
行幸事件.....四八三



一〇二 廣澤安任の事變に關する記事(一)……………四八三  
中川宮主上御眞意を伺ふ(四八三) 因州侯等の親征反對(四八四) 親征反對諸藩(四八四) 中川宮憤發(四八五) 高崎活躍(四八五) 親王御決心(四八六) 親征反對聯盟成る(四八六) 運動の主動者(四八七)

一〇三 廣澤安任の事變に關する記事(二)……………四八七  
後宮申出(四八八) 緋屋の打壞(四八八) 會交代兵還る(四八九) 人怪まず(四九〇) 激派中川宮を遠けんとなす(四九〇) 事の成る宮の力による(四九一)

一〇四 廣澤安任の事變に關する記事(三)……………四九一  
天皇また御憤興(四九一) 非親征派少しく失望(四九二) 親王また落膽(四九三) 天皇御決心(四九四) 因州侯談奏の志(四九四)

一〇五 廣澤安任の事變に關する記事(四)……………四九六  
土藩また親征反對(四九六) 非親征聯盟成る(四九七) 二條憤發(四九七) 中川宮以下部署定まる(四九八) 事を成す夜半を期す(四九八)

一〇六 廣澤安任の事變に關する記事(五)……………四九九  
時刻定まる(四九九) 非親征派勢揃ひ(五〇〇) 天皇寢に就かず(五〇〇) 過激十三卿參内停止(五〇一) 九門守備狀況(五〇一) 將に發砲の形勢(五〇二) 三條召喚問題(五〇二)

一〇七 廣澤安任の事變に關する記事(六)……………五〇四  
薩長戦はんとす(五〇四) 堂上動搖(五〇四) 七堂上退去(五〇五) 朝臣震懼(五〇五) 關白罪を乞ふ(五〇六) 眞木等の狼狽(五〇六) 追撃を許さず(五〇七) 三條等落去の狀(五〇七)

一〇八 廣澤安任の事變に關する記事(七)……………五〇八  
三條の威權(五〇八) 三條西の好人物(五〇九) 殘留激派處分(五一〇) 朝廷内外の混雜(五一〇) 堂上市民共に糺雜(五一一) 形勢一變舊に復す(五一二) 註 宮門御そろ／＼し(長橋局記)……………五一三

一〇九 公家側の觀察(一)……………五一四



二條齊敬所記(五一四) 九門しめ切(五一四) 長州守衛罷免(五一五) 長兵逃去(五一五) 九門警固嚴重(五一六) 諸藩人數到着(五一七)

一〇 公家側の観察 (二) ..... 五一七

鷹司關白閉出(五一八) 中川宮御仰せ(五一八) 柳原議奏加勢命ぜらる(五一九) 長州彈劾(五一九) 關白御召(五二〇) 關白邸の混雜(五二〇) 親兵亦參入を許さず(五二〇) 行幸延引仰出(五二二)

一一 公家側の観察 (三) ..... 五二二

長州御固被免(五二二) 長州への勅諭(五二三) 吉川監物御受(五二三) 請書本文(五二四) 實は抗議書(五二五) 長と會薩對陣形勢(五二五) 長人退去の理由(五二五)

一二 公家側の観察 (四) ..... 五二六

清水谷公正三條を諭す(五二六) 益田提出の一書(五二七) 七卿西方に赴く(五二七) 親兵退散(五二八) 罪名未決(五二九) 突然の縣立(五二九) 中山等の成行不知(五三〇)

第十八章 親征派の見たる大和

行幸事件 ..... 五三一

一三 親征派側の観察 (一) ..... 五三一

親征派の油斷(五三一) 親征派の計畫(五三一) 調査命令(五三二) 行幸供奉の命(五三三) 朝命毛利氏に下る(五三三) 因州藩の反動行動(五三三) 防長回天史の記事(五三四) 吉川東上記の一説(五三五)

一四 親征派側の観察 (二) ..... 五三六

中川宮急參内(五三六) 長人參入を許さず(五三六) 長士藩兵と抗論(五三七) 勅命を傳ふ(五三七) 三條以下參内停止(五三八) 長士關白に理由を問ふ(五三八) 關白參内(五三八) 宮臣任免(五三九) 長藩に勅書を賜ふ(五三九)

一五 親征派側の観察 (三) ..... 五四〇

勅答文(五四一) 再び長州慰諭勅文(五四二) 勅諭を在京列藩に頒つ(五四二) 親征派退去命令(五四三) 大佛に退く(五四三)



一一六 親征派側の觀察(四)……………五四四  
 長兵妙法院に據る(五四四) 長兵歸國に決す(五四五) 歸國理由(五四五) 長州上書(五四六) 長兵西下發途(五四六) 久坂長歌(五四七) 三條召還の命(五四八)

一一七 所謂る薩藩士の獻策……………五四九  
 親征派の油斷(五四九) 非親征派の秘計(五四九) 薩州藩士獻策寫(五四九) 江戸開老急召の事(五五一) 補遺獻策(五五一) 浪士引拂の事(五五二) 大名召集の事(五五三) 要取締人物(五五三) 計畫周到(五五四)

一一八 中川宮の心事……………五五四  
 希有の事件(五五四) 從來の經過(五五五) 親征延引奏上理由(五五六) 中川宮に勅諭(五五七) 宮の佐幕(五五七) 宮寧ろ消極的(五五八)

一一九 中川宮と松平春嶽との對話……………五五九  
 宮の眞情打明け(五五九) 親征派計畫(五六〇) 親征派の宮強迫(五六〇) 宮參内第一著(五六一) 宮再度參内(五六一) 因州侯申立(五六一) 三條召還及ばず  
 烈長藩士處罰御思召(五六七)

〔五六二〕

一二〇 非親征派勝利の理由……………五六三

### 年表並人物概覽

其一 年表……………一一九  
 其二 人物概覽……………一〇—二七

### 索引

一一八

### 挿入繪圖

一 中川宮朝彦親王御肖像……………卷首  
 一 鹿兒島灣要地圖(四八)薩英戰開開始……………二三一  
 一 馬關海峽要地圖(五八)長藩攘夷の第一著……………二七五



近世日本  
國民史 攘夷實行篇

蘇峰學人

第壹章 生麥事件の談判開始

〔一〕 攘夷實行と薩長



昭和八年八月十七日、富士山麓山中湖畔旭日丘双宜莊に於て、國民史第五十冊、孝明天皇御宇期第二十一冊、攘夷實行篇を書き始む。

\* \* \* \* \*

長の外艦 外人を殺したとか、東禪寺に討入りたりとか、御殿山外使館を焼きたりとか、種  
種の出來事は姑らく措き、公々然と外國と戰を交へたのは、薩と長とだ。而して



兩者各其の交戦の理由に於ては、相違がある。長藩は主上の攘夷の勅諭を奉じ、その文字通りの打拂を行ひ、その爲めに外人の來寇に對して、力戦した。その結果は、我に不利であつたが、兎も角も其の交戦に至る順序は、言正しく名順であつた。固より外人側から云へば、世界の公道とも云ふ可き海上を通航する船舶を、理由なく砲撃したる理不盡の行動は、斷じて恕す可きものにあらざるとするも。

薩の外艦砲撃

薩に於ては然らず。薩は當初から攘夷の爲めに、生麥に於て外人を切つたのである。なかつた。少くとも薩人の立場から云へば、大名の行列に對して、日本從來の慣習を無視し、無禮の振舞をなしたから、切り捨てたるもの。是れ日本の作法としては、當然の措置だ。然るに其の償金を幕府に得て、尙ほ鑿足せず、更らに薩藩に向つて遺族扶助料を要求し、濫りに軍艦を差し向けて、威嚇を事とす。此に於てか開戦は必然の結果にして、我より求めたるものでなく、彼より推し賣りしたるものだ。

長藩攘夷根本義の相違

此の如く其の交戦の跡から見れば、均しく攘夷するも、長は攘夷せんが爲めの攘夷にして、薩は攘夷せんが爲めの攘夷ではなかつた。少くとも薩と長とは、其の攘夷に關する根本義に就て、意見を殊にした。薩は癸丑甲寅以來、島津齊彬の意見に始終した。其の士人の中には、長藩士同様、赤熱の攘夷家も有つた。但だ藩論としては、我が武備を整へずして、漫りに攘夷せんとするが如きは、是れ本末顛倒の甚だしきものにして、國家の長計を誤るものとした。即ち薩は必らずしも正面から攘夷に反對しなかつたが、即刻攘夷には不同意であつた。而して飽迄持重論もて、京都の急激攘夷論者を牽掣せんと試みた。

已むを得ぬ生麥事件

されば生麥事件は薩藩としては已むを得ざる出來事として、その出來事より發展し來る、幾多の出來事に善處せんと欲したる迄にして、生麥事件に就て、急激派から喝采を博したるが如きは、薩藩としては、決して其の本懐ではなかつた。薩藩の代表者とも、若しくは指導者とも云ふ可き島津久光の胸中に立ち入りて、忖度すれば、却て難有迷惑を感じたかも知れない。少くとも一藩の政策と



薩の面目保持

しては、生麥事件は豫定の行動ではなかつた。偶發の出來事であつた。されど喧嘩を賣られては、後に退かぬが薩人の特色だ。外人が此の事件に就て、彼是と難題を吹き掛け來りたる際には、彼等は容易に叩頭しなかつた。それは攘夷せんが爲めでなく、一藩の面目として、假令最後の手段に訴へても、屈辱の談判に應ずるを肯じなかつた。此の如くして生麥事件は、追々と面倒を累ね、累ぬるに従て擴大せられ、遂ひに行きつく所に行きつくの餘儀なきに至つた。

長藩攘夷急先鋒たるの必要

長藩は一時長井雅樂の爲めに、天下に佐幕開國論の旗頭であるかの如く猜推せられた。その爲めに一時は所謂正議の士の間、其の評判を落した。此に於て藩論は急廻轉を作し、成敗利鈍を顧みず、一藩湊川の決心もて、尊皇攘夷に突進した。斯る場合に生麥事件は發生した。薩人から見れば、困つた事であつたと考へたかも知れぬが、長人から見れば、朝廷にも、近衛家や、青蓮院宮によりて、薩は長よりも、より接近してゐる。而して今や又た攘夷の魁をなして、英人を討果した。長藩は討論し、薩藩は實行す。長藩は彷徨し、薩藩は進行す。長藩は逡巡し、薩

生麥事件の刺戟

藩は直前す。此れでは長藩は何時迄も薩の牛後に甘んせねばならぬ。されば此の機會——即ち攘夷期限決定の機會に於て、長藩たるものは猛然として列藩に先ち、攘夷の急先鋒たらねばならぬ。此れが長藩自から進んで、攘夷の手初めとして、馬關海峡通過の外船を砲撃したる所以だ。而して長藩をして斯く斷行せしめたる所以は、薩藩の生麥事件が、其の刺戟の重なる一であつたことは、前後の事情から湊合し來りて、決して疑を容れない。

### 【二】薩、幕、英の三角關係

生麥事件善後策

順序として先づ生麥事件の善後策を語らねばならぬ。善後と云はんよりも、事實は不善後かも知れない。そは我に於ては何等自發的の對策無く、只だ彼の申



分を、延引、延引、又た延引の上、彼の威嚇に勝へかねて、遂ひに叩頭したるに過ぎざるからだ。

三角關係

扱も生麥事件の顛末は、既記の通りだ（參照 文久大勢一變中篇八七一—一〇三）、而して其の償金問題に關する一斑も、亦た略ぼ記載した（參照 尊皇攘夷篇九四—一〇九）、然も此の事件や、決して單純でない、其の真相を察すれば、所謂る三角關係であつた、三角とは幕府對薩摩、薩摩對幕府、英國對幕府、幕府對英國、薩摩對英國、英國對薩摩、即ち薩、英、幕の三者が、互ひに組みつ纏れつ、掛引きやら、思惑やらにて、前後殆んど約一個年に互りて、捏ね廻はし、練り廻はし、遂ひに薩英戰爭を経て、漸く結末がつくに至つたのだ。

容易に引かぬ薩摩男兒

島津久光の從士中には、逸り男も澤山あつたから、文久元年五月二十八日、水戸浪士等の東禪寺討入などに刺戟せられ、所謂る「寶刀難染洋夷血」の感を懷きたるものも皆無ではなかつたであらう。されど島津久光は本來の持重家だ。彼は自ら好んで外國との間に、事件を惹起するが如きことを好むものではなかつ

幕閣の久光に對する感情

た、寧ろ他の此の如き徒に對して、嚴重なる戒飭を加ふる者であつた。然も彼も亦た薩摩男兒だ。一端血を見たる上では、容易に引かない。事を起すは好まないが、事が起つた後は、決して其儘引込まない。

幕府では島津久光が、勅使大原重徳の介添として、江戸に來り、大名でもなき一只だ大名の實父であると云ふだけの資格一者にて、大名以上に振舞ひ、其の言動も頗る僭冒に涉るものとして、快からず思ふ者が多かつた。然も大原重徳の背景となりて、餘計な難題を幕府に持ち掛けたるを不快としたる者も鮮くなかつた。されば彼の退府は幕府の總てとは云はぬが、或る人々に取りては、惡魔拂ひの心地したかも知れない。然るに其の出立の當日—文久二年閏八月二十三日—江戸を距る快馬一鞭の地に於て、左なきだに内外事件の多端なる時節に、故らに外人を切りて、新なる事件を惹起したるは、怪しからぬ次第である。と、憤慨したる者あつたことは、決して不思議では無かつた。今ま幕府側の情況を説明するには、左の一項に若くはなし。



幕府對久  
光策評議

生麥の變報、幕府に達するや、諸有司白書院入側に會して、大評定を開きたりしが、いづれも三郎(島津久光)を憎み居たれば、これ殊更に外人を斬つて幕府を窘めんとせしならんといふもの多く、目付服部歸一(常陸、後に筑前守と稱す)の如きは、速に兵を派して追撃せん」とさへいへり。公(慶喜)は徒に事を大にして、全國の騷亂を醸さんは、不利益なるのみならず、三郎は既に西上の途を急ぎつゝ、あれば、京都に於て下手人を差出すやう命ずべし」と仰せらる。春嶽は曰く、三郎もし敬上の念あらば、神奈川又は程ヶ谷の邊に逗留し、下手人を出して、幕府の命を俟つべきに、其事なきのみならず、後難を幕府に委ねて、事もなげに出發せるは、國憲に於て許すべきにあらず、速に其旅行を止めて、下手人を出さしむべく、且つ之が爲に騷擾を醸さんも測りがたければ、勅使と共に老中を上京せしめて、委細の事情を朝廷に言上し、なほ京都の警衛をも嚴にすべし」とありしが、公(慶喜)等は之を不可とし、遂に溫和手段を採るに決したり。

薩の逆振

因りて幕府は薩藩の家老島津登、留守居西筑右衛門を召し、下手人を出さしめんとすれども、命を奉せず。果ては、從士どもは行列を犯したる者を討果すは古來の國風なり、強ひて差出せとならば、我等一同を差出さるべし」と申張れば、此上取調ぶべきやうなし。外夷服せず、軍艦を國許に派遣するが如きことあらば、國辱を招かざるやう穩に取扱ひ、應接すべし」と言へり。之が爲に、累を國際關係に及ぼすに至れり。(徳川慶喜公傳)

幕府苦境

此の如く幕議は紛々であつたが、其の尤も穩健なる抑留でなく、追撃でなく、著京の上、其の下手人を差出さしむ可しとのことであつたが、島津側では恐れ入らざるばかりでなく、是非出せと云ふならば、三百人とか居つた供を残らず差出すから、宜しく願ふといつたやうなことなんだ。(徳川慶喜談話)此の如く薩藩から威丈高に、幕府に逆振を喰せられたれば、幕府は頗る苦境に陥つた。



### 【三】生麥事件に付き日英談判の開始

幕府板挟

幕府は全く板挟みとなつた。一方では英國を相手とし、他方には薩藩を相手とし、一方からは下手人を出せと云ひ、他方からは出さぬと云ふ。幕府としては此上は神妙に、英國の要求通りの償金を出すより他に方法は無かつた。けれどもそれさへも京都に於ては、大反對、大不承知だ。然も此れは本來幕府の關知したることではなかつた。島津久光の江戸乗込の置土産とも云ふ可きもの。其の當惑は、以て知る可しだ。

薩の對英警戒

然も薩摩では幕府は幕府として、英國に對しては警戒を怠らなかつた。それは英艦が早晚鹿兒島まで來寇す可きを豫期したからだ。それで島津久光は、文久二年閏八月二十八日、近習番松方助左衛門(公爵松方正義)を、駿河府中(静岡)より晝夜兼行、歸藩せしめ、以てその準備を藩主(茂久後に忠義)に警告せしめた。

英の要求提出豫告

扱も英國代理公使ジョン・ニール(John Neale)は、豫じめ本國政府に事件の顛

末を報告し、此れに對する指令を請ふ所あつたが、その指令は家茂將軍が上洛以前に到着した。

三月二十九日(陽曆)老中は、コルネル(大佐)ニール(代理公使)に將軍が來る三十日、京都に向け出立の旨を通告した。英國代理公使は、既にラスセル伯(Russell) (當時の英國外相)から指令を受取りたれば、直ちに返書を認め、二三日中には、此の事件に對して、本國政府よりの訓令に原き、是迄幕府がその賠償を閑却したる英國臣民殺傷事件に付、要求の文書を提出す可き旨を警告した。而してそれに就ては、幕府は深重に考慮し、將軍上洛杯を口實として、徒らに遷延することなく、或る期限内に、屹度廻答す可き旨を警告した。而して吳々も直ちに將軍の聽に達し、廻答ある可く、若し然らざるに於ては、如何なる嘆惜す可き結果を來しても、そは一部は貴方の責任であることを承知せられよと警告した。(アダムス著 日本歴史)

此れが則ち左の通り、日本文として老中の手に渡つた。



右豫告書

公方様御上洛の儀、爲御知にて只今承知仕候。然處今般英國政府より、私迄命令有之、昨年來度々（東禪寺打入、生麥事件等）の殺害等の儀に付、大事件可申上旨、被申付、近日書面を以、委細可申立積に御座候。此度の儀は、如何様の御指支有之候とも、急度御決答相願候儀に付、御上洛御留守中杯の御辭柄を以、御決答御延引不相成様可被成、萬一御遲滯の儀も御座候はゞ、御國の爲め、以の外の儀差起可申候。此段爲念申上置候。

三月三十日（陽曆）

幕閣返書

之に對して幕府は、左の返書を英國代理公使に與へた。  
貴國第三月三十日附、第十三號の書翰落手、昨年來我國人の其國民を殺傷せる事に就き、其政府の命を以て、我政府に掛合可被及事件あるに依り、我大君殿下上洛の留守にありとも、定まりたる時限を以て、所置すべき旨被申越委細了承せり。大君殿下上洛の擧も、既に今朝に迫り、乘輿既に駕し、趨從既に具りたれば、來示の書翰差出せる日を待つによしなし。尤も其書の回報は、速に

せんと欲すといへども、其事の輕重も量り難く、定め限らるゝ日數の長短も知るべからざれば、今豫じめ約定し難し。素より急速事を辨ずるの意は、予等に於ても深く思ひ量れども、大君殿下御旅館へ言上すべき日限もあれば、所謂定限あるものも、所望の如くには、所置し難き事ある間敷にもあらずと思はるれば、其段諒察あられ度、來書の趣は、委細大君殿下へ言上したり。此段返答旁申入候。拜具謹言。

文久三年癸亥二月十三日

水野和泉守花押  
板倉周防守花押

此の如く英國代理公使からは、恫喝、威嚇的の文句に對し、我國の老中等は、所謂る瓢箪鯨の、不得要領の返書を與へてゐる。

斯くて英國代理公使は、其の豫報通りに、愈よ四月六日（陽曆）を以て、此の事件に關する要求文書を提出し、而して更らに別紙もて、左の二點に就き、幕府執政の

注意要求  
二個條

第一章 三 生麥事件に付き日英談判の開始



注意を促した第一は廻答の日限決定の事、第二は薩摩藩主に向つて、要求すべき本國政府の使命執行の爲め、軍艦を派遣するに付き、然る可き位地ある幕府の役人を、同伴せしめられたき事、「アダムス著 日本歴史」  
此の如くして、生麥事件に關する日英間に於ける外交談判の端緒は、漸く發かれた。

#### 【四】英國代理公使提出の文書

英要求書

文久三年二月十九日、英國軍艦八隻横濱に至り、豫告通り、英國代理公使ニールは長文の要求書を提出した。其の要領は、

東禪寺事件に就き

予が政府の命を以て、口頭及び文書にて、要求したるは、十二月四日（陽曆）の事。それは東禪寺に於ける暴徒打入に關しての事。此れに就て金一萬磅を要求

生麥事件に就き

した。殺害せられたる番兵二人の親屬扶助料として、然も四個月になるも、未だ要領を得ない。此際は是非之を出さんことを望む。

と云ひ、更らに生麥事件に就ては、種々様々の苦情、不平、不滿の文句を並べ立て、左の二個條を要求した。

第一 此の罪科の爲め、十分にして盛大なる謝免を乞ふ書を出すこと。其故は條約面に従ひ、差支なき道を通行せる大不列顛臣民を殺害せんと企てたる襲撃を制せず、捨て置きたればなり。

第二 此の罪科の爲め、日本國其罰を受るとして、十萬、ポンド・ステルリングを拂ふこと。

と云ひ、

此の謝免を乞ふ書の仕方、及び其の體裁は、余日本政府より命せられたる委任の人と共に、商議決定すべし。

金子償方の方法も、右同様にして決定すべし。



右の回答を爲すため、日本政府へ、今日より二十日の猶豫を免すべし、但し今般報告したる請求を承諾するとも、或は之を拒むとも、此の回答は、確實明白なるを要す。

此の文書の翻譯は、聊か幼稚にして、不完全の嫌ひあるも、當時の新知識、高島五郎、福澤諭吉、箕作秋坪、大築保太郎、村上英俊等の諸氏の手に爲りたるものであるから、故らに其の文字を訂正せず、其儘に採録して置く。以下もその通りである。

猛暴要求

英國代理公使の文書は、其の文句に於ても、其の内容に於ても、頗る嚴重と云はんよりは、猛暴とも云ふ可きものにして、對等國に向つて、交附す可き文書としては、甚だ異例であつた。

日本政府より返書を贈るため、其の政府へ許したる二十日を經過せし後ち、若し其の返答右の償ひを拒み、或は之を逃んとし、又は求むる所の償を確然と採用せざる時は、其求を拒むの返書を請取し後ち、二十四時の内に、當港（横

濱）に在る水師提督、大軍を以て其望める償を得るに要用なりと思ふ所の處置を施すべし。又日本政府、右二十日の内に十分なる返答をなさざる時に於ても、同じく大軍を以て、其の望める償を得るに要用なりと思ふ所の處置を施すべし。今日より此事の處置は、支那に在る女王殿下海軍總督たる、水師提督の手中に歸すべし。是れ已むことを得ざればなり。（女王殿下などの文句は、如何にも體を得ざるも、原譯通りとする。英國公使パークスが、英國女王との譯語に不服を唱へ、英國皇帝と訂正せしめたのは、此れから餘程後の事だ）

最後通牒に等し

若し此の文書を眞面目に請取らば、最後の通牒とも云ふ可きものだ。假令一九一四年七月、英國がセルヴィアに與へたる程でないとするも、斯る文書を臆面もなく與ふるものも與ふるもの、受取るものも受取るものだ。

直接薩摩  
談判の意

日本の宰相は、日本の政府に於て、薩摩公の領内に在る惡黨を穿鑿し、又は之を召捕すること能はずと云ふことを書簡にて知らせ、及び屢々余に告げ、又は公然と他の條約濟の諸國の「ミニストル」等に報知したり。○此事は人を殺



せし薩摩公の臣僕を、何故相當の罪科に處せざるや、更に其道理なし。○此を以て不列顛の政府は、右の如く大君の政府を碍ぐる所の諸難事を熟考して、已むを得ず十分にして且満足すべきことを、直に薩摩公に求むべし。此故に一隊の海軍水師提督の命に由て、薩摩公の領内の一港に至り、其地にて次件の事を求むべし。

要求第一

第一 「ヘール・リチャルソン」を殺害し、及び「リチャルソン」に同伴せし貴女と、諸人を殺さんと襲ひ懸けし諸人中の重立たる者等を速に捕へ、吟味して、女王殿下の海軍士官の一人、或は數人の眼前にて、其首を刎ぬべし。

要求第二

第二 殺されし者の親族、及其時節に殺害せんと企し者の刃鋒を免れたる諸人に分與せん爲めに、二萬五千「ポンド・ステルリング」の償金を出さしむべし。若し薩摩公此事を拒み、又は此求めを直に施行することを延引し、或は逃るゝことをなす時は、水師提督直に彼に對し、今求むる所の償を得る爲めに、相應と思ふ程の強劇なる處置を施すべし。

而して更らに、

薩摩戒勸  
要求

日本政府より高貴なる一官人を薩摩公の方に送りて、薩摩公の頑固より生じ、又は惡き處置より生ずる所の事件を防ぐべし。是れ薩摩公は此粗暴なる兇行の償を強求する英吉利國民の、確然たる決定と勇威を、恐くは知らざるべければなり。

此れは如何にも英國側としては、提出す可き注文だ。何れにしても如上の文書は、實に幕閣に投じたる一大爆彈と云はねばならぬ。知らず幕閣は如何なる心持もて之を受取りたる乎。

【五】英國外相ラッセル卿の訓令

訓令本文 尙ほ當時英國は自由黨政府にして、當時の外務大臣ラッセル卿は、左の訓令を、



日本駐劄代理公使ニールに與へた。

リチャードソン氏虐殺事件及び氏の同伴者たりし二紳士、竝一婦人襲撃事件は我が英政府に大なる辱を被らしめたり。我が政府は最初日本政府へ直に兇徒を糾問して相當の刑に處し、且つ更に謝罪の意を表し、以て彼の犯罪の決して小事に非らざりしことを表明するならんとの希望を有し居たり。然るに十一月十六日(陽曆)日本外國奉行が一書に由れば、此の希望を消散せしむるに至りたり。

日本外國奉行は、卑怯にも逃辭を設けて曰く、島津三郎より幕府に與へたる返書中には、甚不當なる事ありと、又曰く外國奉行は、該事件に就き、尙ほ一層精密なる穿鑿を遂げ、然る後其の結果を、貴下に報道すべしと、抑も右の虐殺を行ひ、且又同時に他の殺害を行はんとしたることは、疑もなく日本閣老の存知する所なる可し、而して苟も其の職任を知り、且之を盡し得るの力を有する政府の爲すべき處置は、唯に此の兇犯者を捕へて、之を糾問伏罪せしめ、

日本外國  
奉行の通  
辭

死刑に處するにあるなりとの事も、亦能く詳知する處ならん、然りと雖も、是等の處分は、其の一部分だも、尙ほ未だ著手せられざりしものなり。

此れは英國政府の立場としては、相當の申分だ、但だ東西隔絶したる英國政府は、未だ當時の幕府の真相を知ることには出来なかつた。當時の幕府は、全く無力であつた。一の犯人さへも捕獲するの力を持たなかつた。それ程に外様の大名は我儘を働らいた。それ程に有志者は隨意の行動を爲した。

二責任者

英國政府は、其當さに要求す可き賠償を確定するに際し、日本國政治の異常なる體裁に就き、考慮を下し、而して遂に我が英國政府に對し、責任を有する者も、二者あることを知れり。乃ち其の第一は、白晝街道に於て、英國の臣民を攻撃虐殺したる者あり、其人判然し居れども、遂に其罪を問ふことを爲さざり。江戸政府第二は、此の恐怖すべき罪科を犯すに當て、事實命令を下さざりしと爲すも、尙ほ其の臣下の之を犯すを許して、更に之に刑罰を加へざる島津三郎の親族なる大名薩摩公なり。



此れも一應尤なる見解だ。されど江戸政府は爲さざるにあらざ、能はざるなりだ。

貴官は賠償として、左の條件を日本政府に要求するの訓令を受くるものなり。

第一

條約上に於て通行を允可したる道路を通過する英國臣民に、攻撃を加へたることを許したる罪科の爲め、十分なる正式の謝罪狀を出さしむる事。

第二

賠償條件

此の罪科の罰金として、日本政府より十萬磅を領收すべき事。

次に貴官は、左の條件を、大名島津公に要求すべし。

第一

リチャードソン氏を虐殺し、及び其の同伴者たりし婦人、紳士を攻撃したる犯罪者の首級(マ)を、英國海軍將校一二名の目前に於て、直に糺問して之を

死刑に處する事。

第二

虐殺に遭うたる者の親戚、及び當時纔に身を以て虐殺者の刃鋒を免れたる者に與ふべき金額二萬五千磅を領收すべき事。

目的到達の方法

以上が要償に關する條件だ。而して更らに其の目的に到達する方法として、左の訓令を與へてゐる。

若し日本政府に於て、此の賠償を拒絶するときは、貴下は此事を、其地海鎮の海軍將官若くは先任將校に通報し、之をして報復主義か、又は封鎖主義を、若くは此の二主義を、孰も將官が、此目的を達するに、最も適切なりと信ずる所の主義を實施せしむべき筈なり。之と同時に、貴下は此の訓令の大主意を、日本在留歐洲諸國の公使及び海軍司令官に通知し、且つ此の騒亂中諸外國人保護の事に就き、貴下は英國海軍將校と、宜く商議を爲すべし。

要するに英國政府は、此の事件に就て、いざとなれば非常手段に訴ふ可き覺悟



を爲したのだ。

實力使用  
許可

又薩摩大名にして、若し直ちに此の要求に應せざるときは、海軍將官は其の旗艦及び其他必要の軍艦を率ひ、薩摩公の領地に赴くか、然らざれば同所に十分の兵勢を差遣すべし。聞く薩摩公の領地は、九州島の極南端に位する一半島にして、其の東南には乃ち一港ありと、蓋し此港の封鎖果して便利なるか、若くは同公住所の砲撃必ず行はるべきや、或は之を行ふべきや等の問題に關しては、海軍將官若くは先任將校は、本國政府よりも遙に能く之を斷定するを得べし。

此れは封鎖なり、砲撃なり、一に之を出先の海軍將校に一任した譯だ、乃ち本國政府の此の事件に對する決心は、此の如く強硬だ。

薩汽船捕  
獲許可

又聞く處に據れば、薩摩公は、歐洲より購求せし高價の汽船を所有せりと、然らば我が要求の行はるゝ迄は、是等の汽船を捕獲、若くは抑留し置くことも亦一策なるべき歟、日本政府若くは薩摩公に對し、是等の處分を施す間は、海

軍將官は、務めて、我が臣民及び其の財産の安全ならざる諸港の防禦に注意せざるべからざるなり。

日本政府と、右大名との區別は、必ず明白に爲し置くべきこと要點なり、如何にも注意周到である。出先の外交官は、只だ一擧手一投足、その訓令の趣旨を行へば足る。

責任解除  
の不可

日本閣老の云ふ所に據れば、薩摩公は最も勢力ある一大名にして、容易に日本政府の束縛を受くる者に非らざるなりと、然れども同公は勿論、其他の大名と雖も、斯の如き理由の爲には、犯罪の爲め蒙るべき刑罰は、決して之を免るを得ざるべし。

千八百六十二年十二月二十四日

外務省に於て

ラッセル印

日本駐劄英國代理公使

第一章 五 英國外相ラッセル卿の訓令



陸軍中佐ニール貴下

乃ち外様の大名の強大にして、幕府の命令が行はれざればとて、それを辭柄として、責任より解除せらる可き理由なきを云ふ。以上の訓令を見れば、代理公使の幕府及び島津氏に對する意氣込の尋常でなかつたことは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。而して知らず此の意氣込に就て幕府及び薩摩は如何なる準備があつた乎。

【六】幕吏の狼狽

英艦横濱  
來泊

英國代理公使ニールも、徒らに口上のみにては、幕府を動かすことの困難であるを看取し、先づ香港にある英國の水師提督クーパー(Kuper)に通牒し、横濱及び江戸に於て、英國海軍の威力を示し、幕吏の心膽を寒からしめ、以て萬一の際

に於ける、居留外人等の安全を保障する必要を看取し、其の來航を要めた。此に於てクーパー提督は、三月二十二日(陽曆)旗艦ユルヤラスに搭乘して、自餘の二艦と與に横濱に入港した。而して其他の二艦は既に横濱に碇泊してゐた。更らに他の一艦は、二日の後に來港した。自餘の諸艦も、追々と支那海軍定繫處から來航する筈であつた。(テグムス著 日本歴史)

英抗議の  
影響

されば英國代理公使ニールから投げ附けられたる前記(參照 四、五)の公文書が、如何なる影響を幕府に與へたかは、想像に難くない。其後の模様は、當時其事に預りたる福地源一郎の語る所を見ても、其の一斑を察することが出来る。

將軍上洛  
由路變更  
更理

生麥一件の應接、愈々切迫して、英國艦隊は、不日横濱に來り、手切の談判に及ぶべし……其内に若し英船渡來して、其爲に御上洛(將軍家茂)の御日限延引しては、以ての外の不都合なりとの閣議にて、初は東海道を陸路御上洛と仰出されたるを改め、急に順動丸と名けたる快駛の汽船をば、莫大の高價にて買入れ、是を御座船と定め、將軍家が、御乗船を好ませ玉はざるを、強て勧め奉



り、海路御上洛と御模様替に相成り、二月二十六日御乗船と公布し、尋で其御日限を二月二十一日に御引上と公布したり。……然るに英艦は、此時已に續續と横濱に入港投錨したれば、若し海上に於て、英國軍艦の爲に、將軍家の御座船を圍繞せらるゝ様の變でもありては、騷動なりとの懸念より閣議は再び變じて、又もや御日限を引上げ、二月十三日御發駕、東海道陸路御上洛と公布し、其日を以て、將軍家は御上洛の途に上らせ玉ひたり、〔懷往事談〕

此の如く其の長文の通牒を投げ付けざる以前にさへも、幕府は頗る掛念したる程なれば、其後の事は推して知る可しだ。

奉行狼狽の狀

三月朔日の夜に至り、月番の外國奉行阿部豊後守より專使を以て、大切の急御用あり、即刻罷出べしと、余が許へ申來れり。……急ぎ番町なる阿部が邸に赴きたるに、森山多吉郎、田邊太一、その外の諸氏は、已に參著なし、各々机を前に控へ、燭臺置竝べ、忙はしげに事務を執り、阿部は面色を變て、一同に向ひ、イザ大急にて、此書翰を翻譯すべし、全譯は後にして、先づ其大意を承はらんと

望まれたり、何等の書翰ぞと一同に讀下したるに（此書は、英語の原文に、荷蘭譯文を添へたり）、果せるかな英國代理公使ジョン・ニール大佐（中佐）の公書にて、生麥殺害一件に付き、最後の懸合狀なり、原文は二十枚にも餘れる長文にて……

而して其の要旨は、前掲の通りだ（參照 四、五）。如何に外國奉行が狼狽したるか、以て知る可しだ。

外國係局  
中評議

阿部は此大意を聞き、今夜中に英蘭兩文とも翻譯すべしと達し、其身は直に馬に跨りて、閑老の邸に赴きたり、余輩は徹夜して、右の書翰を譯し畢り、曉を冒して出勤なしたるに、外國局には奉行を初め、僚屬に至るまで、早朝より出仕して、評議區々なり、局中の議論は、政府宜しく英國の要求を諾し、謝罪賠償を爲すべし、島津の處分は、政府の力を以て、之を行ひ、英艦をして、直接談判に涉らしむ可らず、幕府威權の消長存亡は、實に此の一決に在り、躊躇して内外の騷亂を招く可らずと云ふに在りて、交々其旨を奉行に建言したり。



一切幕府に責を負ふ

此れは尤もなる議論だ、若し英艦と島津氏と直接談判を開くに於ては、是れ島津氏は正しく幕府節度の外に在ることを、英國に公示するものにして、幕府は日本全國に對して、其の統制力を保持せざることを、世界に廣告するものと云はねばならぬ、されば眼前の損得は姑らく措き、一切の事、幕府自から英國に對して、其責に任ず可く、之に對して島津氏の處分は、對内的の事なれば、幕府對島津氏の關係として、別に考慮す可きことだ。

外艦多數江戸内海に集る

各國政府は日本に於ける排外熱の熾なるを見て、相與に協同して示威を行ふの必要を感じたり。乃ち文久三年二月上旬、江戸灣内に集合したる外國軍艦の多數なる、日本に於て未だ曾て見ざりし所なりき。第一に到着したるを、新に日本及支那海司令官に任ぜられたるクーパー少將 Kuper の旗艦 ユリヤラス Euryalus とし、之に次で大小各形の軍艦七隻、砲艦二隻運送船一隻至り、別に和蘭陀軍艦二隻、佛蘭西軍艦二隻あり。尙ほ此の外に、大形なる英國商船六隻ありたり。クーパー少將は、英國を出發す

るに當り、外務大臣ラ、スセル卿より代理公使ニール大佐に訓令して、日本政府に談判し、補給を求めしむるの公文を托せられたり。代理公使は此の訓令に由り、一八六三年四月六日(文久三年二月十九日)付を以て通牒を日本政府に提出したり。(開國大勢史)

【七】日本側の延期申込

上司への建議

外交掛りの幕吏は、生麥事件に就き、曲我にあるを認め、其の償金を拂ひ、且つ島津氏に對する英國政府の要求までも、島津氏をして之に當らしめず、幕府自から一國政治の統制者として、其の責に任ず可しとの意見を以て、之を上司に建議した。

延期また

奉行一同も其議尤も然るべしとは、思ひたり。去れども幕閣に於ては、其内情



はいざ知らず、愁ひに償金を渡すべしと發言したらば、我身の上の大事なりと恐れれば、互に顔と顔とを見合て、發言する人も無く、隨て幕吏の高官にも、此議を主張する者も無く、徒らに如何せん如何せんと而已にて、日を送り、英國公使へは猶八日の間、決答の日限を延期し玉はるべしと申込み、又八日又々八日と、再三申込みたるに、英公使は其度ごとに、延期の申込を承諾して、決答を待たりけり、〔福地源一郎懷往事談〕

如何にも當時幕府の内輪の事情が、想ひやらるゝ、何人も責任を取る者なき政府は、遂ひに自から潰崩するの外はない。

殆ど不眠の忙々

右に付き、幕府は沸が如き騒動なれば、其衝に當れる外國局の僚屬は、此際ただ八日づゝの日延の取扱を初として、諸公使の勸告、忠告等に會て、事忙はしく、現に三月上旬より四月上旬までは、晝夜とも、追走りに使役せられ、四日五日の徹夜に疲れ、御堀端を歩行ながら、居睡を成したる迄に至れり〔同上〕。

此の如く我より進んで他國公使の容喙を求むる醜態にて、今更ら何とも云ふ

幕閣答書

可き沙汰は無し、茲に其の一例として、一二の文書を掲げんに、當時江戸留守中の閣老松平信義、井上正直は、前掲英國代理公使の公文書〔參照 四、五〕に對し、左の答書を與へた。

貴國第四月六日附の書翰〔參照 四〕並別封〔參照 五〕共落手、云々被申越候件々了承せり、早速大君殿下へ報道可致、將又其軍艦を以て、薩摩國へ差渡り、夫々談判の品あらんと由は、今更に辯論を費すを待たず、兼て其許にも、我國の事情は承知被致候如くなれば、右の一舉は、意外の患害差起り一層の葛藤を重ね、互の不和を醸し候場合に可至哉も難計、且我國の制度にも差響き、品々不都合の廉少からず、深く痛心する所なれば、右薩摩國へ軍艦指渡さんとの儀は、見合候様致し度、尤右一條も政府に於て、當節殊更に配慮有之折なれば、暫く其處置に任せられ候様に望む所に候、就ては來示高貴の士官一名乗組せ候儀は、其需に應じ難し、勿論是以て大君殿下へ言上の上、報告及ぶべけれど、不取敢返書旁此段申入候、拜具謹言。



文久三年癸亥二月二十一日

松平豊前守花押  
井上河内守花押

延期申入  
斯くて三月四日に至りて、左の如き延期の申込を、英國代理公使ニールに向つてした。

以書翰申入候。貴國千八百六十三年第四月六日附第十四號の書翰(參照四、五)翻譯の上、過日申入置し如く、急速なる別便を以て、大君殿下旅寓に在る(當時在京中)我同職の者へ差送り候處、早々大君殿下へも言上し、我等への答書、今落掌せり。右は我國法律上に於て、大君殿下の後見(一稱慶喜)を始め、事務總裁(松平春嶽)及び事務執政(副老)とも打揃ひ協議を盡し、其上決定に無之ては不相成處、素より旅寓の事にて、甚以て不都合の趣に有之、尤其許申立中の時日を不費様、且は申立の趣、可成だけ都合能く整へんが爲め、兼ての日積りより日數取縮め、自今三十日も相立なば、多分歸城可有之積り、就ては右無據日數

を英國政府に於て、猶豫可有之儀と、大君殿下にも無疑思召候趣申越候間、此段不取敢報告及び候。右望の趣、我等に於ても、承諾是あらん事、深所祈候。拜具謹言。

文久三年癸亥三月四日

松平豊前守花押  
井上河内守花押

此の如く一面英國代理公使に向つて、延期を申し込むと同時に、佛國、米國等の諸公使へも、其の斡旋方を依頼した。

【八】幕議紛々

佛公使に  
居中斡旋

江戸に於ける留守の閣老松平信義、井上正直の二人は、將軍不在の理由をもて、





依頼

其の歸府迄延期し呉れと、英國代理公使には申込み、同時に佛米兩國の公使に向つて、其の居中斡旋を依頼した。

佛蘭西全權、ミニストル、エキセルレンシー、トセンデ・ペレクモルへ

以書翰申入候。我客歳中東禪寺及び生麥村に於て殺傷有之候一條に付、英國公使より、此程償金其外の儀等申立、夫々手數をも相盡せし處、結局別紙寫の通申入候事に相成、萬一不承允にも有之候ては、兩國交際上にも拘り、不容易事にも可至哉、深く心痛致し候間、其許には我國へ久しく在留被致、事情にも賢く、又格別政府の爲をも存じ被吳、殊に同職中の上に立被居候儀にも有之、重立英國公使へ可然誘導ありて、我方無據請求行届候様、折入周旋頼入度候。尤亞國公使にも不取敢、又同様頼入置候間、同人とも爲打合、厚意の取計これあらん事、只管所望候、拜具謹言。

文久三年癸亥三月四日

松平豊前守花押

井上河内守花押

更に米公使への懇囑

米國公使へも同文の書翰を送り、只管彼等の手を假りて、英國代理公使をなだめ、其の延期申込に同意せしめんことを依頼した。以上は何れも三月四日附の書翰であつたが、更らに三月十四日附にて、左の一書を、米國公使に與へ、其の居中斡旋を懇囑した。

亞墨利加合衆國ミニストル、レンデント、エキセルレンシー、ロベルト・エフ・ブラインへ

以書翰申入候。此程英國政府より申越せし趣にて、同國公使より、第四月六日(陽曆)附書翰を以て、云々申立、尤決答の儀、右日限は二十日を限り候なれども、即今の場合、急速の回報には及び難く、其期日を延さん事望む處なり。就ては其許には、條約面上にも格別懇親の筋にて、是迄諸事厚意に取扱を受候儀に付、右日限差延方可然周旋頼入度、委細は外國奉行村垣淡路守、竹本隼人正をして申入しむる間、深く諒察あられ、出格の取扱を望む所に候、拜具謹言。



文久三年癸亥三月十四日

松平豊前守花押  
井上河内守花押

延期また  
由の理

此の如く幕府では、手の届く限り、延期又た延期、周旋又た周旋にて、其の決答を遷延した。そは幕議紛々遂ひに決する所なく、而して特に當時の幕府に取りては、京都の雰圍氣に壓迫せられて、其の判斷の自由さへも、自から拘束せらるゝの感あつたからだ。その事情に就ては、當時外交局の屬僚であつた福地源一郎の所記、尤も要領を得てゐる。

幕閣の評議は、更に一決せず、(第一)斷然彼が要求を拒絶し、彼もし發砲せば、我も亦これに應じて開戦すべしと云ふ説は、當時攘夷家の意に適ふ論なれば、是を唱ふもの多數なりしと雖も、其多數は表面だけにて、眞實は此説尤も少數なりし、(第二)此要求は、和戦の決する所なれば、將軍家還御まで延期を申入べしと云ふ説は、都合よき考案なりければ、初めは皆これに雷同したりける

が、英國公使が、還御まで相俟つを肯せずと跳付けたる返答の爲に、忽に行ふべからざるの議と相成り、(第三)此事件は、我に曲あれば、償金を拂渡すべし、然る上にて鎖港の談判に涉り、彼聽ざれば、其時こそ攘夷すべし。是れ我が直なりとすと云ふ、曲直説は、是ぞ眞の多數を得たる議なりしが、是に同意しても後日の禍ありと恐れ、各其内心に於ては、誰かな是を専決せよかしと祈つたる狀況にてありき。(是は井上信濃守が、此年の五月上阪の船中にての物語を聞たる評言也)

責任負擔  
者なし

此の如く幕議紛々として、遂ひに決する所なかつたのは、彼等に見識なき爲めではなかつた。誰れ一人其の責任を取る者無きが爲めであつた。則ち智なきにあらず、勇なき也、明なきにあらず、任なき也、斯る衰世には、何人も御多分に漏れず、只だ他人の顔のみ見て口を緘し、甘く泳いで責任の一身に振りかゝることを恐れてゐるが人情だ。未だ知らず、幕吏中果して一人の男兒無き乎。



## 第二章 小笠原長行の交渉擔任

### 【九】 小笠原長行の東歸

覺悟なき  
警告 當時の幕府には、何人も戦争の開始を希望する者もなく、將た期待したるものも無かつたが、然も徒らに虚勢を張りて、何日何時談判が破裂し、戦争が始まるか知れぬとの警告を、一般に下した。此れは徒らに人心を動搖せしめ、平地に波瀾を生じたる迄にして、何等得る所なかつたのは勿論だ。

江戸中の  
狼狽 幕議は此際八日八日と、延期は仕ても、更に決する所なく、却て世間に向つては、虚勢を張り、應接の模様に寄りては、兵端を開くべきやも計り難く候と達し、自然右様の事變に至り候時は、假令御兵備御手薄にて、御勝算は無之候とも、不得止儀に付、死力を盡して、防戦の覺悟可有之と諭し、兵糧秣の配賦方を定め、果は旗本御家人等の妻子立退かせ苦しからずと令し、唯今にも兵端を



大小名妻  
子立退

開くべき色を示したりければ、江戸中の混雜一時に起つたり。

去年幕府は諸大名の妻子を、國許に携帶して歸る事を許したりけるが、侯伯の後宮は皆江戸に住馴れて、榮耀贅澤に暮したるを以て、今更邊鄙の田舎に赴く事を嫌ひたりければ、此節迄も猶江戸屋敷に住居せし方々の多かりしに、是等の方々も、今は戦争騒ぎに會ひて、何かは猶豫の成べきや、家來に迫られて我も我もと國許へ發駕せられたり、是に於て旗本の面々は、各々其の知行所に妻子を立退かせ、知行の遠く隔りたる者は、親類縁者の知行の江戸近なる所に送り、御藏米取りの者は、知行所なければ、銘々思ひくゝに由縁を求め、遠きは十里、近きは二三里、それも叶はざる者は、江戸近在、更に近きは、板橋、王子、染井、巢鴨邊に借家して、妻子を其所に立退かせたり。(福地源一郎著 懷往事談)

尙ほ此れが市中に如何に影響したるか、は、更らに左の記事を看よ。

町人家財  
賣拂立退

是に依て市中の町人等も、皆これに驚き、争ひて家族立退の騒をなし、大名よ

閑老途方  
のみに暮るゝ

りして、旗本御家人諸町人まで、不用の家具什器類は、是を賣拂ひ、海岸近き所の者は、家を賣り諸道具までも争ふて賣つたりければ、其價は頓に下落して、疊一枚百文にても買手なきに至り、利得を占めたるものは、度胸ある道具屋と、足腰の達者なる人足ばかりにて、左ながら火事場の體に異ならず、此狀にては江戸は一圓に空明にも成るべきかと思はれたる程にてありき。(同上)

徳川慶篤  
小笠原長  
行東歸

將軍留守中、江戸の現状此の如く、さりとて其の留守を預る井上河内守、及び松平豊前守の兩閑老として、別に何等の識見も手腕もなく、只だ延期一天張りにて、途方に暮れてゐた。

京都に於ては、此の英國の要求に對し、朝廷は固より斷じて償金を支拂ふ可からずとの嚴命を下され、二條城にある將軍の隨從者は、其の意見區々にして、更に一定せず、將軍は只管ら歸東を急ぎ、三月二十三日には、京都出立の儀衛を整へ、其の先駈は既に發足したるに、會津藩主にして、京都の守護職たる松平容保等は、頻りに其の朝命を乞はずして歸東するを諫止し、斯くて水戸中納言徳



川慶篤を、將軍留守中の名代として、三月二十五日京都を發せしめ、四月十一日江戸に著した。而して同時老中格小笠原長行をして、生麥事件に付き、英人と應接し、併せて鎖港の談判を爲す可く歸府せしめた。斯くて彼は同日京都を發し、四月六日江戸に著した。

小笠原東  
歸命奉承  
裡面

小笠原長行は、元來開國論者だ。彼は攘夷とか鎖港とか、到底言ふ可くして行ふ可からざるものたるを看破してゐた。されば彼をして償金は拂ふ可からず、鎖國は成就せよと命ずるも、彼が其の通りに行ふ可きものでなき事は無論だ。此れは宛も酒徒をして、禁酒説を宣傳せしむるが如く、當人の行ふ能はずと云はんよりは、行ふ可からざることを強ふるものと云はねばならぬ。然も彼は如何にして之を奉承したる乎。そは恐らくは彼と將軍後見職たる一橋慶喜との間に、窃かに打合せと云はずんば、默契、冥約する所あつた爲めと推察す可き理由がある。

此の如くして小笠原長行の歸府と與に、生麥事件は、漸く解決に向つて、其の一步を進め來つた。

### 1101 小笠原長行 (一)

小笠原人  
物

此の機會に於て、小笠原長行に就て、一言する必要がある。彼は翩翩たる衰世の佳公子、幕府執政の一人として、他の所謂竝び大名に比して、聊か光つてゐた。彼は大政治家の氣度を缺いたが、然も有用の材たるを失はなかつた。彼に就ては、左の如く幕末外交談〔田邊太一著〕には記してゐる。

長行の生  
立

小笠原閣老、名は長行、初め敬七郎と稱す。唐津侯の世子にして、其實は現當主佐渡守長國には三代前なる長昌の長子なり。幕府の制、長崎を以て、外國に接するの要鎮とし、肥筑〔肥前鍋島氏、筑前黒田氏〕二大藩を以て、其の防禦を主らしめ、又更に譜代の諸侯即ち島原、唐津の二藩を以て、これを監せしめたり。され



ば他藩に比して其責任重く、相續には必成丁の人を要せり。長行の父卒する時、猶襁褓にありしを以て、其後を襲ぐを得ず、竟に他家より養子し、又養子して、現當主に及び、長行は不幸にも、厄介の妻にてありし。

然に學を好み、士を愛し、交るに知名の士多く、詩文を善くし、書に工に、篆刻の微と雖も、妙ならざるなく、その多材多藝なる、明山公子の名、一時天下に噴々たり、されば諸侯伯の内にも、爲にその手を援もものありて、竟に幕府の知る所となり、内旨を以て世子たり、尋で春嶽老侯政事總裁の任に當りて、幕政改革の時に際し、其の身の世子にあるを問はず、特典を以て閣に入り、圖書頭に任じて、老中の列を命せられ、人々其の風采を想望せり。かの彦根元老を始め、間部、久世、安藤等前閣老を追罰して、或は封を削られ、或は其身を禁錮され、諸有司のこれに附會せる者の黜罰せられしは、斯公入閣の初に、力て主張せられたる説なりときけり。是頗る戊午大獄の爲に、報復を圖るがごとく、稍其平を得ざるがごとしといへども、當時京師積年の愠を解き、所謂有志者の心を慰

長行登用  
さる長行の幼  
時

め、人心を收攬して、天下を更始せんことは、また已を得ざるの政略なるべし。此れは先づ其の要領を得てゐる。長行當初の境遇は、井伊直弼のそれとや、其の窮困に於て、相ひ類するも、井伊は庶子として弟であり、彼は其父長昌の長子である。彼は當然父の封を襲ぐ可きであつたが、彼は文政五年壬午五月十一日に生れ、父長昌は、文政六年九月二十六日に下世したから、其の幼弱の故を以て、長崎巡視の任に當る能はざるものとして、他より養子を迎へ、彼の出生は秘して幕府に告げず、長く廢人として、城内二の丸の西館に措いた。天保四年彼の十二歳の時、養父長泰病ありて公務を見る能はざるを以て、彼をその繼嗣たらしむ可く、彼の嫡母小野氏の兄、水野越前守忠邦老中の際なれば、それに因りて運動す可く、老臣等彼を伴うて東上したが、水野閣老は、却て姻戚關係の爲めに嫌疑を避け、且つ彼を延見するに際し、彼が幹軀短少にして、幼冲なるを見、

君が家の梅の立枝はしらねどもあるじ顔にも見ゆる君かな

長く部屋  
住

との一首の和歌を詠じ、問題はそれにて打切りとなつた。爾來唐津藩には長泰



致仕して、養子長會に譲り、長會早く卒して、養子長和嗣ぎ、長和卒して、養子長國繼ぐ。獨り彼は何時迄も部屋住として、世に出る可くも無かつた。但だ天保十三年二十一歳にして、江戸に移り、深川高橋藩邸の一小亭に住し、數人の侍者と與に生活し、讀書講學に日を送つた。

長行の交友

彼は蚤に藩の督學村瀬文輔、大野右仲に就て學を修め、江戸に移りし後は、松田順之、朝川鼎等に師事し、更らに當時の名士文人羽倉簡堂、藤田東湖、安井息軒、鹽谷宕陰、野田笛浦、川北溫山、藤森弘庵、齋藤竹堂、其他と交遊し、明山(彼の號)公子の名は、都下に轟き、世上田中侯本田正寛の弟正訥、高鍋侯秋月種殷の弟種樹と與に、三賢公子と稱した。斯くて安政四年三十六歳にして、その八月に一門に引直され、九月義父長國の世嗣となつた。此れは固より幕府の特旨に出でたるものだ。

重要地位に就く

最早雖は囊中に措かれた。彼が穎脱して其の鋒銛を露はすは必然でもあり、當然でもある。彼は養父に代りて、殆んど當主同様の任務に服した。而して文久二

上京

年四十一歳にして、その六月には國事に關する建白をなし、その七月二十一日には奏者番を命せられ、閏八月十九日には若年寄を命せられ、九月十一日には老中格を命せられ、十月朔日には外國御用掛を命せられ、十一月五日には井伊大老以下追討の建議を爲し、十二月朔日には上京を命せられ、十六日築地海軍所より乗船、大阪に向ひ、二十六日大阪に著し、或は兵庫臺場築立や、或は尼ヶ崎西宮、兵庫地方の防備やの事に従ひ、文久三年四十二歳にして、正月十三日急御用にて上京し、爾來京阪の間を往來し、公務に執掌し、三月四日將軍家茂の上洛を途中土山に迎へて入京した。

## 〔二〕 小笠原長行 (二)

異數の擢

彼は老中格として擢用せられた。當主でなく世嗣として、斯る大役を勤むるは



異數だ。而して彼は老中の末席にてありながら、嶄然頭角を現はし、尤も難件に當つた。否な半ばは當らせられた。當時如何に攘夷雰圍氣の眞中なる上方にありながら、彼が開國論の建白をなしたるかは、既記の通りだ（參照 尊皇攘夷篇九五一九七）。然るに三月十三日一橋慶喜と與に東歸を命せられ、更らに同月二十三日復た歸府を命せられ、二十五日京都を發し、四月六日著府した。此れは申す迄もなく、生麥事件と、五月十日を期して、鎮港の談判を開始せんが爲めであつた。彼が其の持論と反したる責任を引き受けたることに就ては、彼の心事を疑ふものがあるが、將軍後見職たる一橋慶喜其人が、亦た彼と同一の意見を持したるに拘らず、同様の命を奉じ、然も一橋は其の責任者の主たるものにして、彼は其の手先たるに過ぎなかつた。若し彼を咎めんとせば、先づ巨頭なる一橋慶喜其人を咎めねばならぬ。

慶喜と同心

長行外交意見

其の外交を論ずるに至りては、肯て時論に雷同せず、既に攘夷の命を奉じ、京師を發するに臨み、上言せし意見書あり（參照 尊皇攘夷篇九五一九七）、其の末

文に曰く、

「乍、恐天朝御一念の御誤より、萬民を御苦しめ、被遊候を、餘所に被遊御覽候而は、實に不忠無此上、御尊崇を被爲失候第一と奉存候。勅命にさへ候得ば、利害得失をも不被爲計、只願御遵奉相成候事は、所謂婦女子の道にして、御職掌に被爲叶候御所置とは、決而不奉存候。此理萬々御究め、速に御勇斷御諫争被爲在候様、千々萬々奉懇祈候。萬々一是が爲却て御不首尾の儀等出來候御場合に被爲至候共、此機會に臨候而は、夫等の邊に更に御頓著不被爲在、只民命を被爲救國脈を被爲存候大義へ、御著眼被爲据斷然と御處置被爲施、天朝御尊崇の御眞意、御事業上に相顯れ候様有之度奉存候。」

敢へて難局に當る

是れ明に攘夷諫沮の建議なり。然るに甘んじて此命を奉じ、此任に膺りしは、頗る特操なきの疑なき能はず。然れども當時の勢を見るに、春嶽老侯の如き、懿親の尊を以て、政事を總裁し、朝廷の信任する所、幕府の倚重する所たるも、猶且難を避け、安を圖り、いひ甲斐なくも、封國に脱歸するほどの有様なれば、



小笠原閣老にして、悻々然として、此任を辭せんには、誰か挺身幕府の爲に、この難にあたるものぞ。されば其意を枉げて其命を辭せず、剩さへ英國請求拒斥の談判をさへ引受、心にもあらざる重任を、その兩肩に擔ひたるの苦心、察するに餘りあり。されば將軍にも、其敢て難に當るの志を嘉し、何とか特別恩賜の沙汰もあるべしとのことなりしも、辭して受けず、書を同僚板倉、水野兩閣老に寄て、其情を陳ぶ。其の書中の一節に曰く、

恩賜拜辭

「江戸表の儀(英國請求拒斥の事をいふ)何ぞ見込にても御座候はゞ、夫等目的に御受も可申上哉に御座候處、是以此頃中色々工夫仕候得共、更に見込も附兼、旁々此度の恩命何分御受難申候。」

これ實に其の肺腑の言なり。而して其死に入り生を求むるの方略、蓋し既に此時に決心ありしと知らる。これその後の舉動、一々此の上言の旨趣を實行し、國の爲民の爲、不首尾を避けず、眼を大義に著け、朝廷尊崇の眞意を事業上にあらはさんとせし精神は、事實に徴して明かなればなり。(幕末外交談)

臨機應變  
策か

以上は小笠原長行の爲めに、最上の辯護説であらう。而して大體に於て彼の心事を道破したものであらう。但だ小笠原其人は、未だ必らずしも始中終を見透して、其の一切の經綸を建て、而して其の任に膺りたるものでなく、只だ歸府の上は、臨機應變、如何様にか片附けて見よう、若し萬一思ふ様に參らねば、それはその時の事だと最後の思案だけ定めてゐたものであらう。而して此の心にもなき仕事を爲す可く、其責を引き受けたる心事に至りては、一橋慶喜も亦た略ぼ同一であつたらう。但だ慶喜は、少くとも生麥事件だけは、小笠原長行に處理せしめて、己れは一切其事には手を觸れない積りで、其の爲め東海道を、悠々、緩、歸府したことは既記の通りだ。(參照 尊皇攘夷篇 八七、八八)

慶喜との  
默契

一橋慶喜は、生麥事件に就ては、既に京都出立以前に、中川宮や、鷹司關白とは、相談の上、債金支拂も致方なかるべしとの内諾を得てゐた程であつたから(徳川慶喜公傳)、小笠原長行も亦た一橋其人と、此事に付て、十二分の打合が無かつたにせよ、必らず以心傳心の默契はあつたに相違あるまい。その事情は、小笠原其



人の釋明にも、分明である。右は他の機會に於て、之を語るであらう。

### 第三章 水野癡雲の畫策

#### 〔一〕 水野癡雲

小笠原の  
參謀

小笠原長行は、固より生麥事件に就き、償金を支拂はずして、其局を了する見込も無かつた。鎖港談判で、諸外國公使を承服せしむ可き自信も無かつた。但だ兎も角もやつて見る、けれども其通りに行かねば、亦た別に思慮もあらうと豫期してゐた。扱て其の思案とは何ぞ。今茲に斯の問題に付て、小笠原の參謀とも見る可きものが一人ある。それは水野癡雲だ。

水野の人  
物

水野癡雲は、筑後守忠徳にて、癡雲は隱居後の名だ。彼は長崎奉行や、御勘定奉行や、外國奉行や、神奈川奉行やを歴仕し、専ら外交、財政の衝に當つた。

其中にて水野筑後守、岩瀬肥後守、小栗上野介の三人は、特に一際勝れたる人物にて、名けて幕末三傑と云はんも、敢て過稱に非ざるが如し。〔幕末政治家〕



水野の氣象

とは、福地源一郎の所説にして、福地は更らに水野に就て、斯く語りてゐる。  
水野は外交に關しては、鎖國の不可なるを覺りて、開國議を採り、内治に關しては、幕政の弛廢を憂ひて、改革議を唱へたれども、其性質は、急進を嫌ひて漸進を喜び、秩序を重じて輕舉を忌める人なれば、寧ろ保守の氣象に富めるが如くなりき。

と云ひ、更らに、

若それ其智略才幹より言へば、水野は遙に岩瀬、小栗の下に在りと雖も、其の強硬剛直は、優に其上に位して、以て陰然その觀望を繋ぎたる政治家なりとす。

と讚稱してゐる。

箱崎を知る

兎も角も水野は一橋擁立派の一人にして、彼は當時田安家御家老の閑地にありつゝも、松平慶永等の爲めに畫策したが、擁立黨の失敗に際しても、要路に忌嫌せられながらも、岩瀬、永井等一同、皆な黜免せられたるを以て、彼は幕府に必

須の人物として、起用せられて、御勘定奉行、兼外國奉行、神奈川奉行の要職に就いた。蓋し彼が一網の外に免れたのも、岩瀬等に比すれば、聊か箱崎するの道を解したからでもあつたらう。斯くて當時の英、米、佛諸公使が、條約に神奈川とあるを、横濱を開港したるは、條約違背と抗議したるに拘らず、彼は神奈川は、全灣一帶の總稱にて、横濱も亦た神奈川の一部であると強辯し、遂ひに之を徹底した。

水野の財政意見

彼は亦た條約に據りて、金銀貨同種同量交換の我に不利なるを覺り、外國金銀の均合を調査し、我が往時の南鐐銀を再興して、新に此れを鑄造し、墨銀一圓の半に同量ならしめ、當時の金小判一兩と、洋銀四圓南鐐八個との均合を成さしめんと謀つたが、幕府財政困難の爲め、その計畫も中途にて沮敗した。

最硬派

水野は外交上に於ては、恐らくは最硬派の一人であつた。福地は曰く、  
水野は常に嘆息して曰く、今日外交の困難なるは、當初岩瀬、永井等が、内國の事情を察知せずして、米國條約草案に於て、多くハルリスの要求を容れたる



が故なり。凡そ外交の事たる、漫りに外國の要求を承諾すべからず、それと同時  
時に承諾したる以上は、必ず之を實行して、彼を甘心せしめざる可からず、余  
は此事を前知して、頻りに論じたれども、用ひられざりしが、果して今の狀勢  
に至り、日本の國威を損じたるは残念なり。

と。而して、

水野の退

水野が外國公使に對しては、頻りに國內人心不折合の狀を説きて、其の寛容  
を情誼に訴へ、以て條約中實施の期を緩くするを勉めたるに似ず、幕閣に對  
しては、専ら條約實施の必要を論じ、以て其の責務を竭さしめんと望みたり。  
外交上に於て、水野が圓滑を謀るに勞したるの功は、敢て少小に非らざるな  
り、然れども水野は始終硬直の爲に、幕閣に容れられざりしが、文久二年の政  
變に先ち、機を察して、退隱し其身を政界の外に置たりき。

以上福地の所説は、固より多少割引の必要あるかも知れぬが、假りに之を五割  
引としても、水野は幕末に於ける、一個の有骨頭の要人であつたことが判知る。

水野の外  
交上に於  
ける功

尙ほ彼の屬僚の他の一人であつた田邊太一は、左の如く語りてゐる。

凡そ外交の事に於て、陽に陰にこれにあづからざることなく、且岩瀬其他の  
人々の或は死し、或は罪を得てよりは、筑後守獨外事に任ずるの勢あり、侃々  
諤々知ていはざることなく、安藤閣老のごとき、才を恃て自から用ゆるの癖  
ありしも、深く其人を重んじ、敢て他の有司と同視せず。かの「ハルリス」は漸く  
手にいれたが、筑後はまださうはゆかぬとの嘆息は、その一時の戲言なりし  
とはいへ、當時筑後守の幕廷にありて、いかに當路者に畏憚せられたりしや  
知るべし、〔幕末外交談〕

退隱動機

と云ひ、更らに彼が退隱の動機に就ては、

筑後守が最初に反對せしは、長井雅樂をして、京師に周旋せしむるの一事な  
り、以爲らくこれ閣老の正に任ずべきの事なり、外藩の士人に頼み、縱令その  
功を成し得るも、幕府の權はこゝに墮落すべし、故にもし開國を以て朝廷に  
説かんとならば、久世閣老躬から進んで其局に膺りて、其力を盡さざるべか



らず。しからんには己れも其下に随ひ、死を以て従事すべしと、力争して得る能はざりしかば、蓋し此時已に官を去るの志ありし。

と云ひ、更らに松平春嶽總裁職となるに際し、

筑後守は再び此時を以て、第一に開國の國是を定めんことを上言せり……而して忽ちに箱館奉行の命を受くるに至りしかば、筑後守も此までなりとして、其職を辭する而已ならず、竝て隱居をも願ふに至りしと……竟に九月三日(文久二年)に及びて、退隱を遂げ、自ら癡雲と號せり。

以上もて彼の退隱の動機の如何を知る可しだ。尙ほ田邊も亦た水野を評して、蓋し岩瀬の穎敏なるに遜るも、持重は或はこれに過るあるべく、小栗の英果に及ばざるも、人を容るの量ありとは、皆人の評する所なりといへり。と云うてゐる。されば其の所見は、宛も福地のそれと一致してゐることが判知る。亦た以て水野が一個の人材であつたことが判知る。

小栗岩瀬との比較

### 水野の人物

當時幕議に與りたる水野忠徳が強硬有力なる償金論者たりしこと世の知る所なり。岩間誠之の篋底録にも左の如く見えたり。

一、償金論の謀主水野癡雲、滿營之有司癡雲の右に出候者一人も無之候ゆへ、何れも風靡被<sub>レ</sub>致候由云々。(水戸藩史料)

## 【一三】 生麥償金問題に關する水野癡雲の意見書(一)

慶喜長行意見

當時朝廷側の意見は、償金拒絶、開港拒絶であり、江戸側の意向は、償金支拂、開港持續、丸るで双方正反對であつた。而して其の中間に償金支拂、開港拒絶の論者も少くなかつた。此れは概して朝幕双方に於ける溫和派の主張であつた。若し



其の眞意を暴露せば、一橋慶喜や、小笠原長行の如きは、當然償金支拂、開港持續であつた。然も彼等は其の眞意を枉げて、表面は双方共に拒絶一天張りの朝旨を奉ずるかの如く見せかけた。されど彼等は先づ中間の償金は支拂ふ可し、開港拒絶の談判は開始す可しとの立場に於て、朝幕の折合を、當分見ることが期待したるもの、如くであつた。勿論一橋慶喜其人は、朝廷に向つては、始終双方拒絶の側に立つかの如き態度を示したるに拘らず。

償金支拂論の有力者

扱も江戸に於ける償金支拂論の、尤も有力者は、水野癡雲其人であつた。彼は退役隠居の身であつたが、外交上に於ける彼の經歷は、其の發言をして、尤も有力ならしめた。彼は三月三日（文久三年）附にて、當時江戸留守の閣老の一人井上正直に向つて、左の意見書を上つた。

其の意見書

今般英國使節より、書翰を以申立候償金申請度との儀、此節柄御聞届にては、御不都合に付、還御（將軍御府）迄談判差延方、外國奉行へ應接可被仰付との御趣意、御尤にも御座候得共、乍恐却て御不都合にて、是迄度々英人を切害仕候

得共、松平丹波守家來自滅仕候迄にて、其他者相手之行衛不相分、殊に生麥一條は、主人眼前之儀に有之處、其家來を爲逃去候儀、最御不都合にて、條約親睦之趣意に反し候間、償金等申出候も、不筋とも難申、然るを御差延置、御斷にも相成候ては、則此方之御不筋と相成、御不都合之上に、又御不都合を重ね候儀に有之、是迄切害一條に付ては、其度々種々申立候儀も有之候得共、事實何れ之者と可差定見極無之候間、於彼も勘辨罷在候儀に可有之處、生麥一條を好機會と仕、本國政府評決之上、申立候事に付、御斷に相成候へば、於彼幸にて、右を口實と仕、戦争に及可申、然る時は、御信義相立兼候故、終に御國體も難立に到り可申候。

幕人の見たる生麥事件

以上によりて、水野が當時所謂「償金家」と稱せられたるの偶然ならざるを見る。彼は生麥事件に付、英國代理公使が談判開始の當初より、其の請求に應ず可しとの意見を具申した。薩人の立場からは、彼が行列を犯したから、不法は彼にありと辯疏せんも、幕人の立場としては、天下の公道を通行するに、出會がしら



に之を切捨るとは、言語道斷の沙汰とした。此れは銘々の立場の相違からして、斯く見解の相違を來たしたものだ。

償金支拂の必要

攘夷之二字者、蘭人迄にも及候事にて、義に於て難被行次第に付、御上洛之上は、右等之筋合も判然御了解に可相成。然る上は、猶更之義、たとひ信義等に御構無之、強て攘夷之御主意に候共、右償金者被差遣候方、却て御都合宜儀にて、信義を不顧、攘夷と申候ても、蘭人を初、當今渡來之各國人共を、突然拂攘出來可仕に無之。其趣意柄を以、追々御説得之御手當に無之ては難叶。

此れは假りに一步を譲りて、攘夷鎖港の策を行はんとするも、その爲めには此の償金を支拂ふ方、却て得策であるとの意見を、縷述せんとする前提だ。

水野また中間溫和論

固より水野本人は、一旦開港したるものを、鎖港とするは、國際的信義を破る所以にして、國家の爲めに斷じて行ふ可からずとの論者だ。されば此の問題は單に生麥事件のみに局限したるものなれば、彼は其の意見を當路者に採用せしめんが爲めに、遊説家の口吻を用ひて、以下其の心にもなき假說的の論法もて、

償金支拂の何れの方面から見ても、國家の長計である所以を極論してゐるのだ。乃ち此に於て彼も亦た中間溫和論者の立場から立言する次第となつた。然も彼れ其人の意見に在りとするは、則ち非なりだ。

### 【二四】 生麥償金問題に關する水野癡雲の意見書(二)

償金支拂の得策

水野は更らに假定的に、左の如き論法もて、償金支拂の得策なるを説いてゐる。然る處是迄之次第にては、只々開港以來、物價沸騰、上下及難儀候より、年來鎖國之風習に染候人心彌折合兼候を以、主張之外無之、既に兩都兩港延期之御懸合も、大意者右之廉に有之候處、今般大數之償金申出候者幸にて、右員數御渡相成候迪、此上切害可相止見据者無之、然る時者、萬一向後同斷之儀有之候



へば、尙又償金と可相成間、政府者只々償金に被追、是の爲め疲弊に及、人心者彌折合兼、益右體之儀も出來可致、左候へば則双方之親睦を取失ひ候間、條約を破候基と可相成、速も久遠之御交際難出來との廉相立、前段物價沸騰、人心不折合之外、一段之御辭柄出來に付、打碎き申上候へば、右渡之員數にて右御辭柄を御買取被遊候如くに御座候。

支拂に都合よき理

此れは全く牽合の説である。即ち物價沸騰、人心不折合の紋切型の文句もて、鎖港の口實となすでは效能が薄い。然るに此度大枚の償金を支拂ふ上は、今後とても外人を切害する者は、續出す可く、それでは續出する償金の爲めに、日本はやりきれぬから、その爲め一切交際は相理るとの辭柄が出来る。即ち此度の生麥事件の償金にて、鎖港の好口實を買取したるものだとの意味合だ。斯る理窟は相手の外人を承服せしむるには足らざるも、日本に於ける償金拒絶論者の口を噤せしめ、償金支拂論者をして、公々然其の支拂論を高調せしむるには、多大の聲援と云はねばならぬ。

開鎖何れも償金支拂の要

既に今般御買上之御船も(順動丸?)廿萬に近き趣きに候處、器械之類は、一時之御用には罷成候得共、終には朽廢に至り候。此度之御買上物は、永久迄之御辭柄と罷成候へば、至極之御恰好物に御座候。如何にも戰國策士の口吻だ。

大義に於て、攘夷者難出來事に候へ共、開港已來物價沸騰を初、御國政に差障候廉は、御談判にて、御都合宜敷方に、何れ歟御取直し無之候者難叶候處、右御懸合之御辭柄にも罷成、一と廉之御都合に可有之候間、開鎖共に此度之償金者、御渡相成候方可然、先方より申出候を幸に、速に御渡し方と奉存候。開港ならば勿論のこと、鎖港政策を取らんとしても、償金を支拂はねばならぬ理由は上記の如し。

償金支拂の效果

京都表も御折合之上者、則人心も折合候故、右躰之御手数數者不相懸様成行可申、且外國人にも向後之御所置も如何様共行届可申事に御座候。以上は償金支拂の效果を云ふ、當時は京都の事情、まだ江戸には分明ならず、公



武合體は完全に行はれ得可しとの前提の下に、斯く言うたのだ。此意見書の提出は、三月三日附なれば、將軍家茂京都著前だ。(將軍家茂は、三月四日著)

不支拂の結果

然るに此度御斷に相成候得ば、右と表裏相反し、御國にて信義禮節ともに御失ひと申す辭柄を、外國人に被買受候と同様に御座候間、彼に取候ては得意にて、これを種と仕、一と戦争を仕懸け、其果者償金杯申す所に無之、彼存分之利益を得候に至り、如何計御大害と可罷成哉、御國內之事にても、信義禮節を被爲失候ては、何事も整不申候へば、海外各國に被爲對候ては尙更にて、勝負は時運により、一時之幸を得候事も有之候得共、名義を失ひ候ては、天道に背き、人道に缺け候間、逆も永續不仕事にて、御國之治亂存亡、此所に關係可仕、其機會旦夕に迫可申哉に奉存、深く痛心仕候間、得と御賢慮之上、斷然御評決にて、速に御所置被爲在候儀、專要と奉存候。

此れは萬一支拂はざる結果は如何との事に付き、其の禍害の及ぶ所を想像したるものだ。此中には若干外人を買被りたる文句もあるが、然も大體に於ては、

亦た一理無きにしもあらずだ。

深夜より取懸り、未明迄に差急ぎ相認候儀に付、尊稱等も出來難仕、別て前後錯亂仕、粗漏之認方等も有之、甚恐入候得共、其儘奉差上候間、右等は御仁恕被成下、御推讀被下置候様仕度奉願候、以上。

三月三日

水野癡雲

か一點相通

此の意見に付て、井上閣老が如何なる返答をなしたる乎、そは詳知の限りでないが、小笠原長行其人に取りては、定めて他人人心あり、予之を忖度するの感を爲したであらう。斯くて水野はやがて小笠原の帷中の參謀となり、兩人合議の結果は、やがて幕末史に、一齣の悲喜劇を演出するに至つた。



〔一五〕江戸に於ける評定

小笠原前  
議固執

小笠原長行は、心にもなき重任を引き受けて歸府した。然るに江戸の雰圍氣は、何れも大反對にて、償金は支拂ふ可く、鎖港は爲す可からずとの強意見であり、特に水野癡雲などの有力者が、尤も其の主張者であつたから、自然彼の心は動かざるを得なかつたであらう。動くも、彼としては其の本來の面目に立ち反るのだ。然も彼は當座は依然前議を固執した。

小笠原の  
横濱閉鎖  
意見

彼は鎖港に付ても、先づ當分横濱のみを拒絶し、其の居留人を、長崎、箱館に移し、徐ろに後圖をなす可しとの意見にて、それには通交の先を爲したる米國公使に説き、曩きに彼理提督が齎らし來れる大統領の書簡中に、數年間互市を試みて不利なる場合には、之を廢するも可なりとの文句ありしを引證し、人心不折の實情を開陳して、横濱の鎖港だけを彼に承諾せしめ、順次に、蘭、佛、英の諸公使に及ばんと積りであつた。

幕閣多く  
は支拂説

然も目下は鎖港問題よりも、償金の催促が殺急にして、幕府の諸有司何れも支拂説を主張し、水戸慶篤、尾張茂徳(玄同)の兩巨公さへも、それに賛成し、之に反對するものは、小笠原長行と、外國奉行澤勘七郎(簡徳)のみであつた。而して四月二十一日の會議にも、澤一人固く前議を執りたるを以て、尾張茂徳は、彼を叱して退席せしめ、水戸慶篤、松平信義、井上正直、小笠原長行と評議の上、三閣老より償金を支拂ふ可しとの證書を、英國公使に與ふ可しと逼つた(明山公遺跡)。尾張茂徳は固より幕府諸有司の意見を代表したるものであつた。尙ほ二十一日の評定に付て、小笠原長行は、左の如く語りてゐる。

滿廷多く  
は小笠原  
と反對

公(小笠原長行)は語りて曰、彼の日は、滿廷總て余輩と反對論者のみなれば、論争の末、席を蹴りて起つと云ふ有様にて、薄暮の頃には、皆去り盡して、廣き殿中に残れるものは、余と澤との二人に過ぎず。故に余も今夕は暗撃に遭うも料られずと思ひ、役部屋より老中入口まで出づる間は、大いに戒心せしが幸に無事なりし。(明山公遺跡)



當時幕吏と外人との應接は、双方言語不通の爲めでもあらうが、随分目に餘るものがあつた。今ま唐津藩士にして、横濱に在りて其の模様を實見したる某が、小笠原長行に對して報告したるものを見れば、實に左記の通りだ。

外人傍若無人の態度

一日横濱にて應接、御參政之内御姓名は不存候得共、夷の旨に忤ひ、鐵砲を被向、顔色土色、股票の由。  
又一日應接の頃(場所不承候)曲錄上にて大喝一聲傍若無人、直に居間へ這入候由。

又一日東禪寺より横濱へ出掛度、日暮に申出候處、俄の人足間に合兼、外國御奉行衆より其段被申諭候を、忽ち其襟を提げ、伍卒を集め、地上に引き据へ責候由。

外國局組頭侮辱さる

又一日外國局組頭とか、横濱を巡視、折節夷館の門前を過候處、彼の伍卒共兩人門頭に居合候に、會釋なきを怒り候哉、合圖の鐘を鳴し、番卒取圍み、彼の夷館へ連れ行き、玄關の土間に平伏爲致、上段へ曲錄を設け、佛のミニストルこ

れに據り、暫時何歎罵り追ひ出候由、佛語はまだ通せず分兼候由。

右之外、譯官並に小吏、抔凌辱を受候者、言語同斷の由、何れも外國局之秘密、面々の恥辱を隠し候事哉、抑又御國體を憚り候事哉、不思議に聞附候、依之而何事によらず秘し候を、彼の局の口譯と唱候由。

圓銀贈物の弊

御前様(小笠原長行に對して云ふ)追々には御應接可被遊、勿論閣老方へは隨分崇敬致候と歎承候得共、爲念奉申上候。右前條之極意は、圓銀之贈物に甘心被致候より、多は此の流弊に至り候歎と被察候、夷の老猾益々思ひ被遣候云々。

〔同上〕

斯る情態にて、小笠原長行も、遂ひに衆議に従ひ、松平信義、井上正直と連署の上、五月八日を期限として、必らず償金を支拂ふ可しとの證書を、英國代理公使に交附するの已む可からざるに至つた。

四月二十二日江戸風説



水戸様には、攘夷之儀ニ付、叡慮台命御合御下向有之、小笠原圖書頭殿ニも同様之由、昨廿一日圖書頭殿品川東禪寺へ被<sub>レ</sub>行向、五ヶ國ミニストル御呼寄應接可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之との筈。右大意は生麥殺人の儀曲直を明にし候得ば、名義不<sub>レ</sub>相立<sub>レ</sub>候付、改而扶持金を被<sub>レ</sub>遣、已來横濱鎖港云々、則御觸之大意也。然處右趣意何歟少々動キ有<sub>レ</sub>之、圖書頭殿にも不快登城無<sub>レ</sub>之、昨日之應接は差延相成、今廿二日ニ相成候哉ニは相聞候得共、是も無<sub>レ</sub>覺東<sub>レ</sub>候。彌應接御座候は、おのづから人間え相洩可<sub>レ</sub>申候間、其節可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候。御旗本衆には、心ある人々公方様永々御滞留之段上方を奉<sub>レ</sub>恨人氣不<sub>レ</sub>穩、御迎罷登るべきなど多人数騒立候由、尤之事に相聞候。先々頭支配御役人向ニて取替中之由に御座候。

四月廿二日

〔東西紀聞〕

## 第四章 生麥事件の償金支拂

### 〔一六〕 英國側の意向

英人の思惑

翻て英國側の態度を見れば、彼等は此の事件を好き機會として、日本官民を懲さんと企てたるに相違無かつた。左に掲ぐるは、當時横濱在留英人の談話として傳へられたるもの、固より街談巷説に過ぎざるも、亦た以て彼等の思惑如何を察するに足るものがある。

亥三月二十九日英人説話

英人云、日本政府と英とは屹と戦争有之間敷候。今度英國より申出候通り、金子可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>存候。此節定めて大名等不服之族可有<sub>レ</sub>之歟。左れど嘗て英王より日本政府兵力不足之時は、戦艦團卒御望通加勢爲<sub>レ</sub>致可<sub>レ</sub>申様、公方様へ申上候義に御座候懸りにて、政府とは聊も隔意無<sub>レ</sub>之筈に御座候。併今度之返事に

薩州打滅の揚言





より、第一に薩州等の如きわるき大名を打滅可致候、薩州之人強しと雖、英の全國には難敵様存候。

此れにて彼等英人は、幕府の腹の底を見抜き居たものと察せらる。固より英國から戦艦兵士を幕府に假して、不逞の大名を退治せしめんと約束は成立してなかつたにせよ、場合によりては、斯る方向に形勢が發展せんとも期し難きものがあつた。

大坂燒討の威嚇

且又愈日本へ絶好(交)に及候はゞ、第一番に大坂を燒き、京師へ指向ひ、□□を囚に可致候。此兵士一萬人にて可奏効様存候。若一萬人にて不足にも候はゞ、印度及支那に駐在せる兵士また英の本國よりも幾萬々も呼寄可申歟。此れは固より虚喝だ。されど全部虚喝ではない。當時の英人は恐らく日本人と支那人との間に、何等の區別を措かなかつたであらう。

日本人元より勇氣あれ共、太平の末に生れ、戦闘を知らざる故、實地に於ては兒戯同様に被思候。英人は始終軍事に慣れ、砲術に巧みなるを以て、ヲロシヤ

は世界にて強國に候得共、前年英と合戦相始め、二年之後、終に降參して、ロシヤ帝金子を澤山に出して、和を乞へり。是れ近き例にて候。云々。

此れは恐らくはクリミア戦争のことであらう。固より誇大の言にて、事實に輪を掛けたれども、全く根も葉もなき事ではない。當時の英人の眼中には、固より日本人の如何に恐る可きものなるかは、未だ會得が出来なかつた。

日本官吏の不信

一 去る十八日日本政府より返事の日延、四月七日八日迄と存候。其以來應接も無之。今日御老中より之手紙相達候。其文意は近日公方様京都より可歸管之處、無據用事有之に付、今暫時逗留可被成趣に候。根元是迄日延之談判公方様來月七八日比には必歸城可致候間、夫迄是非日延と申事に候處、今日に至り、又逗留と申義、日本役人の申事證に難成候。此後又歸り升と申升であらふなど云々。

此れは日本官吏の言信ず可からず、返答の日延が、幾回となく相ひ接すること云ふ。



戦争の豫

又云、政府より今般の贖金三十六萬兩餘、御老中方は屹と可出存意と察候。又云、いづれ戦争はあらふと存升。又云、今日日本政府との應接は、悉くミニストル（水師提督）の關係に候得共、近日之御返事により、戦争之事、又悉くアダミラル（水師提督）の了簡に相成、夫より指圖して、戦闘相始可申歟と存候。併横濱及び江戸等は無別條先薩摩に事起り可申哉。

此れは恰も豫言の如しだ、事實は正しく斯く發展し來つた。

又追々京都に攻入、□□を□せん時、公方様□□に□り可立哉、杯云々。

我が金匱無缺の國體に盲目なる英人なれば、當時斯る荒唐無稽の妄談を試みたるも、強ち必無ではあるまい。然も彼等もやがて實物教訓によりて、其の蒙を啓くを得た。

償金減少  
を肯ぜぬ  
覺悟

又云、此度申立候金數減じ候事、少しも出來間敷候。根元日本へ軍船指向候事甚大切なる事にて、英國政府に於ても、一應や二應やの議論にては無之、諸有司反覆公議を盡し、不得止事軍艦を用ゆるに衆議一決いたし候上、此應接に

及候からは、英國全體之力を以て、御取合可申含に候故、容易なる事にて、金子杯減少はいたし間敷と云々。

右は英人説話之通り認候者にて、右口氣を察候爲め寫候事也、右を眞事情といたし候ては、齟齬有之候間、左様御承知之事。（鈴木大雜集）

償金問題は全く上記の通り本國政府と打合と云はんよりは、寧ろ其の命令、訓示に原きたるものなれば、英國全體之力を以て、御取合可申含に候とは、決して空ら威しの文句では無かつた。いざとなれば兵力を使用する覺悟であつたことは、斷じて疑を容れない。

### 【一七】 小笠原長行の轉向

昭和八年九月一日、富士山麓旭日丘の双宜莊に於て、富士の靈峰の、旭日に浴す



る、天光燦爛たる神姿を仰ぎつゝ、十週年前關東大震災の往時を回顧し、本文を綴る。

小笠原和親  
立見  
立戻り

扱も小笠原長行は、歸府當初は、京都の雰圍氣に致され、京都より奉承し來れる使命を、其儘傳達し、遂行せんと試みたが、幕府滿廷の異論に遭遇し、更らに江戸に於ける雰圍氣を察し、自家本來の和親妥協の意見に立ち戻らざるを得なかつた。而して彼は江戸に於ては最後に償金支拂に賛成しつゝも、其の責任者として、最初に當らねばならぬ仕合となつた。その事情は、彼が四月二十三日附、京都の同僚に向け發したる書狀が、最も能く之を語りてゐる。

償金支拂  
證書交付

尺一奉拜呈候。鳴鯛之候に御座候處、上様益御機嫌好被遊、御座奉、恐悅候。御兩君様(水野和泉守、板倉周防守)にも、愈御裕和奉、欣喜候。然者英艦申立一條、追々切迫致、最早此度者一日たり共、日延等不相成趣、暴厲に申募り、何共致方無之、尾張殿、水戸殿へも思召相伺候處、一體生麥之事者、攘夷之談判とは全別事に付、

右者償金差遣し、引續攘夷之談判に取懸候様被仰聞候間、若年寄其外役々々へ得と相談仕候處、何れも御尤至極之義に奉存旨、決議に相成、乍去左様相成候得ば、自然暴發之憂も可有之歟に付、先證書計相渡置、追て償金差遣候處に談判相整候様、菊地伊豫、柴田貞太郎え申付、遣候處、餘程六ヶ敷ひねり候得共、先申分之通承知に相成候。

以上は償金支拂證書を、英國代理公使に交付したる事情を云ふ。

薩州え相廻候一條は差留候得共、何分承引不致、猶此上丹精致候様に御座候、英艦薩摩廻航は、今では手が著けられない。

談判開始

就ては愈□日圖書頭神奈川表え出張、於同所御役所攘夷之談判に取懸候、時宜に寄兵端相開可申哉も難計、夫々御手當等致置候間、左様御承知可被下候、其表にても右等に付て之御心構有之様奉存候、尤人氣甚敷動搖致候ては、以之外之事に付、右様無之様心靜に用意致候様、精々申論置候。

人心を恐  
怖に導く

此れは事實に却て逆の結果を來たした様だ、即ち萬一には開戦も計られず、そ



の準備せよ、杯との申達は、却て人心を恐慌に導きたる様だ。それは既記の通りだ。〔参照 六〕

尾水兩侯の命を奉ず

御如才は有之間敷候得共、御地も其御工夫肝要と奉存候。今度之儀、全尾水兩公之御英斷より出候事にて、兼々一橋殿尊慮竝御所中之御見込とは相違致候得共、事情ケ様に無之而は不相成勢、水戸殿には御目代被蒙仰、小生には乍不肖御委任被下候事故、後日之利害得と相考、兩公之御指揮を奉じ、臨機之取計仕候段、篤と御推察、關白殿〔兼司輔照〕一橋殿等え御辯開代て奉希候。

此書は松平豊前守、井上河内守と三人連署の筈であつたが、如何なる理由にや、小笠原圖書頭一人の名前になりてゐる。それは松平、井上が連署を拒みし爲め乎、否乎、初稿には三人連署としてあれば、兎も角も事情ありて、小笠原一人の名にて發送したものであらう。〔明山公遺跡〕

大場不承知

尙々折角御自愛專一奉存候、償金之儀、水戸殿より一心齋〔大場〕に御咄被成候處、甚不承知と申候由、次に近日彌攘夷之談判に取懸由被仰聞候處、殊之外驚

小笠原自ら引責

入、心配之餘り、其夜は終夜不能眠候由、水戸殿御噂に御座候。〔以下略〕

此の如く小笠原は決して獨斷專決でなく、全く尾水兩巨公の命を奉じて斯く決定したのだ。然れば彼としては其の申し開きの理由は、十分之れある可きも、然も元來尾州茂徳〔玄圃〕にせよ、徳川慶篤にせよ、斯る大問題を措置する資格ある人物でない。彼等は所謂の當時の御大名なれば、名目は兎も角も、事實は小笠原自から其責に膺るの外はあるまい。

### 〔二八〕 尾水兩藩主の豹變

尾張茂徳、水戸慶篤兩人は、四月二十八日附にて、左の一書を、關白鷹司輔照に發送した。

尾水兩侯白宛狀

奉謹呈候。向暑之候に御座候得共、益御機嫌好奉恐悅候。然ば英艦一條に付、諸



有司共ども段々申合候處、一體生麥之事、全別事に有之、攘夷之應接と相混じ候ては、曲直名義之筋不<sub>レ</sub>相立申候付、英國えは償金遣し、然る上鎖港之談判に取懸候筈、評決相成申候、償金之儀、兼て之見込とは相違仕候得共、事情不得止、慶篤え兼て被<sub>レ</sub>仰出之御主意も有之、大樹よりも外夷所置振之義、委任被<sub>レ</sub>致候事に付、臨期之取計仕候段、宜御推察被<sub>レ</sub>下置候様、奉願上度、依之奉捧寸楮候、誠恐百拜。

四月廿八日認

水戸中納言

尾張大納言

鷹司關白様

御左右

右書簡の不評判

此の書簡は、京都では甚だ不評判であつた。その消息は、中山忠能——五月九日附日記——の手記によりて、分明だ。

承候六日(五月)尾水兩卿より、殿下(鷹司關白)へ來狀、關東之様子、京地にて見込とは少々違、生麥殺害一件は、一端方付候上ならでは、拒絶應接と混候間、兩卿(尾張、水戸)並幕役示談にて、右一件は償金を遣し候由、兩卿より申越之由、即幕え御尋之處、大樹並在京阪之輩は、一向不存旨にて、兩卿取計甚不濟由、尙早々可吟味旨申候由に候。此事若は自初之申合歟と被<sub>レ</sub>存候、又々二卿にかぶせ、夷邊平穩を計り候手段には無之哉、併明日(文久三年五月十日)より應接、實に拒絶、斷然たる掛合、或は兵を開候は、散疑念候へども、不分明にては、何ともあやしき事と存候。且又右様に申越置、今月二日出立にて、廿二日道中にて、尾州上京、何も申立候由申來候旨、此義も大樹始不被<sub>レ</sub>存知由、可登御用筋も候は、早々可登申遣候由、返答有之候由、十日より拒絶之最中、上京之條趣意不徹底、旁あやしく存候。

種々行違 事實を云へば、留守中の江戸と、上洛中の將軍及び其の隨行者との間に、事情の疏通を缺き、その爲めに種々の行違を生じたることも少くなかつた。然も朝廷



側では、それを幕府の陰謀、秘計かの如く推猜したる點も少からず。それ等の模様は、前記を見れば、自から之を察知するに難くない。

尾水態度  
一變

尙ほ尾張、水戸の二公は、上記の如き書簡を京都に發送したが、やがて其の態度を一變した。

生麥一件に付、償金指出候筈に尾州初役々一同評議仕候處、於京師は指出不申方宜敷と之恩命に付、償金も一圓指出不申候様決定に相成候間、此段宜敷被仰上被下候様奉希候以上。

五月七日

慶篤約變  
の理由

而して此書は五月十日夜京都に達した。斯く水戸慶篤の約變したる重なる理由の一は、恐らくは武田耕雲齋が京都から歸府して、償金拒否論を鼓吹した爲めであらう。而して此書の京都著以前、五月九日附にて左の達書があつた。

水戸中納言

慶篤宛達書

英夷申立、償金之儀、事情不得止、臨機之所置を以、相遣候旨達叡聞候、償金之儀

は、御許容難被遊旨、先達御沙汰之次第も有之、不容易勅意に相背候取扱方、如何に被思召候、應接之次第、事實情態、備被聞食、度思召候、委曲明白に言上可有之、關白殿被命候事。

此れは實に水戸慶篤に對する、一大鐵槌である。然るに水戸慶篤より、前記の通り、約變の書、相達したるを以て、五月十一日附にて、更らに左の達書あらせられた。

水戸中納言

再び慶篤  
宛達書

今度英夷申立、償金之儀、不指遣候旨、達叡聞、至當之儀と被思召候、勅許無之儀、漫評決、不容易次第に候、向後右様輕易之取扱有之間敷候、且十日拒絶談判如何之模様、に候哉、逐一言上可有之、關白殿被仰候事。

此の如く水戸慶篤は、第二回の奉書にて、甘くも其の譴責を免れた。而して償金交付の決議の事情を具申す可く上京中の尾張茂徳は、京都の穩かならぬ模様によりて、途中に滯留して、故らに入京の期を延引せしめた。



茂徳上京  
延期

尾張大納言儀、去三日(五月)江戸表發途、木曾路上京仕候處、頃日中眩暈仕、其上中暑にて不相勝候得共、押て旅行、濃州伏見驛迄相越候處、兎角熱氣強候付、一旦名古屋表へ立寄、加療之上、様子次第、上京可仕候。此段申上候様、大納言申付越候。

小笠原以外  
皆責任  
逃避

此れは尾張家臣より、京都への届書だ。其實を云へば、當時在京中の前大納言慶勝より、内々京都の事情を告げ、その入京を指留めたのだ。此の如くして尾州も、水戸も、折角償金交付の當該責任者である可きものが、中途より變更して、今は逾よ小笠原長行及び其の同僚のみの責任となり、然もその同僚も兎角煮え切らぬ爲めに、餘儀なく小笠原長行一人の責任に歸せねばならぬ次第となつて來た。それと申すも、尾張、水戸は、交付から非交付に變じ、小笠原は非交付から交付に變じ、而して其の結局は、小笠原長行其人が、殆んど一切の重荷を擔がねばならぬ始末となつて來たのだ。

### 【二九】償金支拂の顛末(一)

慶喜の態

此の償金問題と、拒絶問題との間に處する一橋慶喜の態度は、頗る直截明快を缺いてゐる。それは四圍の事情已むを得ざる場合もあつたらう。彼の苦しき立場は、固より之を諒とせねばならぬ。けれども彼の態度は、實に端倪し難きものがあつた。彼が鷹司關白や、中川宮と、償金支拂の餘儀なき次第を、相談して出發したる事、彼が悠々として、故らに旅程を遷延したる事、彼が途中から償金斷じて不支拂、鎖港談判開始の書翰を、在江戸の閣老等に送りたる事、彼が神奈川に到り、神奈川奉行を招見したる事、彼が急速に歸府し、閣議を開きたる事、彼が事志と違ひ、幕吏の邪推の爲めに、後見職を辭するの表を京都に向つて發送したる事、それ等は悉く既記の通りだ(參照 尊皇攘夷篇 九八、一〇六)。さればその重複を慮り、それ等の事實は此處に掲げない。

小笠原富  
恣

然るに小笠原長行は、一橋慶喜の東海道中からの書翰や、武田耕雲齋が、一橋慶



喜の意を承けて、先著したる爲めに、頗る當惑せざるを得なかつた。然も矢は弦上を離れた。英國代理公使には、既に償金支拂の證書を渡してある。

英艦長と  
約を責む

種々の評議に時日移す内、償金交付の期限五月三日に迫りけるも、一橋家は未だ到着せざるを以て、公(長行)は暫時償金交付の延期を乞ひ、且つ一橋家の著府に先だつて拒絶の談判を開くべしと思ひ、延期請求及面會の期日を約する事を書面に認め、之を英國艦長に移す可しとて、同僚松平、井上の二老に謀りしも、二老は其の連署を辭し、疾に託して登營せざる始末なるにぞ、止むを得ず、獨斷を以て、自ら其書を裁し、五月二日の夜に、急使を神奈川奉行淺野伊賀守(氏誦)の許に遣して、英國艦長に傳達せしめたり。然るに艦長は償金交付期限を定めたる證書は既に本國政府に廻送せしことなれば、今更變更することを得ずとて、其の違約を憤り、急に軍艦に火を焚かしめ、江戸灣に侵入せんとする形勢を示しければ、神奈川奉行は、大いに愕き、江戸に馳せ附けて、其の趣を注進せり。

小笠原と  
水戸君臣  
會議

依て四日の朝、水戸侯及公(長行)を始として、更に會議を開き、水戸の老臣大場一心齋、武田耕雲齋等も、其席に參列して、衆議を凝らせども、唯紛々擾々として、歸著する處なし。是に於てか公(長行)意らく、曩に東下せしは、拒絶談判の委任を受けたる爲めなり。然るに衆議に沮められて、著手せず、荏苒日移すときは、職事を放擲する虞れあり。特に一橋家よりの嚴達もあることなれば、其の成否は暫く措き、自ら横濱に趨き、英艦に就いて、談判を試むべしと、其の意を述べけるに、武田は一橋家の意を傳ふるために先ちて東下せし人なれども、却て之を支へて曰く、防禦の準備未だ整はざるに、萬一破談となりて、敵艦攝海等に侵入せば、由々敷大事に及ぶべし。故に一橋家の著府を待つて、徐ろに手を下すに如かずと。依て公(長行)も一時其の意見に従うて中止せしかども、心中安んぜざる所あるを以て、遂に奮て横濱行に決心し、世間には上京を命せられたりと稱し、八日の早天に水野癡雲を率ゐて、蟠龍艦に乗り、横濱に趨き、再三艦長に面會を求めたれども、拒絶して逢はざれば、談判を開く

小笠原の  
横濱行決  
意



こと能はず。(明山公遺跡)

以上は小笠原長行側からの記事だ、尙ほ之に對して、一橋慶喜側からの記事を参照する必要がある。但だ此處に注意を要するは、一橋慶喜と、小笠原長行との間に、幾許の程度まで、其の意思が疏通してゐた乎。双方共に一通りならざる俊敏の人にして、其の機巧を弄する點に於ては、互ひに人後に落ちざる者なれば、双方の間に、果して如何なる默契明約ありたる乎。それを揣摩することは、容易の業ではなかつた。そは何れも其の赤裸々の意見を表白せず、互ひに世間體の意見を裝うて、心にもなき議論を主唱しつゝ、あつたからだ、されど少くとも彼等の間に、靈犀一點の相ひ通ずるものあつたことは、始中終を一貫して、彼等の言語、動作から見ても、萬疑を容る可き餘地はあるまい。

一橋小笠  
原慶喜相

### 〔1107〕 償金支拂の顛末 (二)

慶喜長行  
間柄

小笠原長行と、一橋慶喜とは、同穴の狐と云はざるも、決して犬と猿との間柄ではなかつた。今ま一橋慶喜側の記する所によれば、

延期申入

江戸にては償金交付の期限(五月三日)切迫せるに當りて、公(一橋慶喜)の書到著し、次で耕雲齋、公の命を傳へて、償金一條は余(慶喜)が下著の後を待つべしとありければ、有司の狼狽譬ふるに物なし、五月三日拂曉急使を神奈川奉行の許に遣し、圖書頭は、夜來俄に發病、今日の約を履む能はず、急ぎ此書翰を英使に傳達せられよと言はしめ、又、今日に至り延期の申入、實際の應接甚だ困難なるべけれども、國家の爲精々斡旋頼み入るなりと言はしむ。奉行淺野伊賀守は事の意外に驚きたれども、已むことを得ざれば、急ぎ英艦に赴き、老中の書を交付して、談合せんとす。公使大に怒り、書翰を揉み碎き、席を蹴立て、去る。伊賀守は此體を見て、大に怒り、侍座せる通辯官に向ひて、老中の書翰、何



英公使激怒

事を書きたるかは知らざれども、奉行に對して一言の挨拶もなく、斯る舉動に及べるは、豈英國を代表せる公使の態度ならんや、出で、其不敬を謝せざれば、余は此席を退かし、公使病あらば、其の病床に就きて面責せん」と辭色共に厲し、公使乃ち出で、謝して曰く、一時の憤怒により、貴官に對し無禮を極めたるは、深く謝する所なり、抑此事たる、去月下旬、貴政府は本日の授受を公言せしのみならず、確約の證書さへも領し居れば、本官は固く信じて本國政府へ上申したり、今日に至りて之を變換せば、職掌何を以てか立たん、且此事は日本政府の議定にして、小笠原閣老の私事にあらず、本人病あらば、他の閣老代りて可なり、契約延期などは、我英國を侮辱するものなり、此上言争の要なければ、唯雪辱の手段を運さんのみ、三日の猶豫を以て、戦書を送るべければ、速に此旨を政府に通牒せられよ」と辭氣既に決するもの、如し。

以上は小笠原長行側の所記と、大體に於て、其の筋道を一にしてゐる、但だ此れを較ぶれば、やゝ精詳であるばかりだ、何れにしても當時の英國代表者は、艦隊

戦意を決す

淺野小笠原面會

の背景があつたから、其の鼻息は、頗る荒らかつた

伊賀守其争ふべからざるを察し、直に英艦を辭し、疾驅して江戸に來り登營せるに、此日は老中一人も出仕せずといふにより、乃ち若年寄に面して之を報告し、更に圖書頭の官邸に抵れば、圖書頭は袈引きかつぎて横臥せるまゝ、伊賀守を延見せり、圖書頭聲を潜めて曰く、一旦決議せる償金の交付も、一橋殿より再度(熱田、濱松より)の御書通にて、閣議又變じ、進退維谷まりたれば、病氣を申立て、辛くも延期を計りしなり、尾張殿は御留守御委任の職なれども、本日上京せられたり、幸に水戸殿在せば、小石川邸に往きて指揮を請ふべしと、因りて伊賀守は又水戸に赴く、たまゝ參り會ひたる若年寄有馬遠江守(道純、越前丸岡藩主)と共に中納言に謁したるに、中納言もはかゝしき意見なければ、伊賀守は篤と評議を仰ぐといひ捨て、歸任せるは、四日の朝なりき、英國公使は、昨日來俄に軍艦に號令して、戦闘準備をなしたれば、各國も亦自國居留民の保護を名として、兵隊を上陸せしむるなど、内外人の混雜大

淺野更に水戸慶篤訪問

内外混雜



方ならず。(徳川慶喜公傳)

幕府縮み  
上り

以上は其の當局たる淺野氏祐の直話と云へば、當時の事情を曲盡するに餘りありだ、但だ淺野當人が果して英使に向つて、上記ほどの態度もて應接したるや否やは、保證の限りでないが、英使が激昂の餘、自制力を失ひたると、其の恫喝とは、自から察するに餘りある、何れにしても幕吏と云はんよりは、幕府全體が一と縮みに縮み上つたのは、想像するに難くない。

慶喜償金  
支拂延期  
の理由

但だ問題は、斯る事件を惹起したのも、詮じ來れば、一橋慶喜の東海道中より(一は熱田一は濱松)發送したる再度の書翰だ、慶喜其人が償金支拂の餘儀なきを熟知しながら、何故に其の支拂を拒絶若しくは延期す可く嚴達したる乎、此れは京都に對して、自個の體面を取繕ふ方便となしたる乎、將た他に理由ある乎、彼の傳記には、孰れも表面の宣言なるべしと記して、其の眞意にあらざるを暴露しつゝも、何故に斯る表面の宣言を敢てしたる乎、將た敢てせざる可からざる乎に就ては、何等の語る所がない、乃ち語らざるも、少くとも此れが爲めに、江

戸、横濱の間に、餘計の面倒を惹起せしめたる責任は、一橋慶喜其人が當然負ふ可きものであらう。

### 〔三〕 小笠原長行償金支拂を斷行す

小笠原勇  
往邁進

扱も小笠原長行が、此際に於て如何に勇往邁進したるかは、五月四日千代田城中の會議に於て、

小笠原閣老は、既にこの輩の共に謀るに足らざるを知り、既に心に斷ずる所あり、されば今日の事ある、兼て期したる所なり、今更評議を要すべき事ならんや、自分は辱くも委任の全權を奉せり、自ら横濱に行きて、英國軍艦に就きて談判を試み、成否は天に任すべしといひ放ちたり、一坐のものは、其意の在る所を解せざれば、さしては不測の變乍ちに生ずべしと、憂慮措くところを



知らず。〔幕末外交談〕

此れが當時の幕情であつたらう。乃ち小笠原側の所記によれば、彼は横濱に赴き、英國側の代表者に面會を拒絶せられたれば、

小笠原  
償金支拂

是に於てか公（小笠原長行）亦意らく、彼が面會を拒絶するは、前約を破りて、償金を予へざるが爲めなり。償金を予へざるは、我の不條理なるも、朝命黙止し難きを以てなり。今は是非なし、前約を履行して、速に償金を與へ、然る後開港以來、人心の激昂せる事情を明かして、拒絶を承諾せんことを請求するに如かず。他日償金を與へたる事に就き、譴責を蒙むらば、充分に其の理由を開陳し、若し聽かれずば、一身を以て、其罪を負ふべしと決心し、遂に五月九日償金十萬磅（我が時價に換算して、貳拾六萬九千六百貳分貳厘餘なりと云ふ）を與へ、即日松平、井上の二老に宛て、左の如く通知せり。  
此れは恐らくは、彼が當初より止むを得ざれば、斯く斷行するの外なしと觀念したる所を、實施したるに過ぎなかつたものと察せらる。

小笠原  
横濱行次第

拜啓彌御清適奉、并喜候。然者小生儀、昨日水戸殿より御沙汰之趣も有之候間、改而御呼戻も御座候は、直様歸府可仕候處、風と心附候者、此度應接御委任之命を蒙りながら、因循罷在候段、何共奉、恐入候。且是所迄罷出、何等も無之、突然歸府仕候者、反掌間命令反覆、御失體にも可相成哉と奉存候に付、昨日も申上候通り、横濱之模様實見仕置候は、自然心得にも可相成と、直様同所え罷越候。然處過日一橋殿より之御書中、十日前より應接に取懸（此れは鎖港談判のこと候様被仰下事も有之候間、序に一應接仕見可申と存、ミニストルえ面會之義、申込候處、面會不致旨強情申張居、當惑仕候。

此處に、水戸殿より御沙汰之趣も有之候間とあるは、七日水戸慶篤が、武田耕雲齋をして、品川沖まで、小笠原長行を追掛けしめ、引返を命じ、その爲め一時小笠原は同沖に碇泊したることを云ふ。併し小笠原はそれに頓著なく、其儘横濱に出掛けたのだ。その理由は前記の通りだ。

償金支拂  
當然

殊に只今と相成候ては、償金之義者、一同不取合、只々皇國者、不信不義之國と



のみ申居、語氣殊之外手荒く御座候。是者全く金子不相渡故之事に御座候。一體此度の償金者被差遣候ても、格別不筋にも無之、畢竟不信不義之御恥辱に比較仕候得者、償金之御恥辱之方、遙に軽く奉存候間、以獨斷直様金子相渡候。從是ミニストル面會拒絶之應接に取懸候積に御座候。先此段申上置候。一橋殿、水戸殿へ者別段不申上候間、此紙面御覽に御入被成、宜敷被仰上置可被下候。草々不聲。

五月九日(文久三年)

不信と支拂との重

此の書翰にて、尤も注意を要するは、畢竟不信不義之御恥辱に比較仕候得者、償金之御恥辱之方、遙に軽く奉存候間、以獨斷金子相渡候との一節だ。此れが正しく眼目だ。但だ其の不信不義と云ふも、此れは畢竟三閣老の名を以て、償金支拂の證書を差入し爲めにして、此の責任は固より三閣老が任ず可きところである。尙ほ小笠原側の記事は、左の如く記してある。

公明正大

此の償金を與ふるに就ては、外國奉行等は、物議を憚り、暫く秘密に附せよと勸告せしかども、公(長行)は斷然之を却けたり。奉行竹本甲斐守(淡路守正雅)に答ふる書中に、

英公使處置之義、縷々御申越、致熟慮候處、是非償金被遣候は、公然と可被遣、陰微之取計者、以之外不可然候。云々。

とあり、以て公(長行)が事を處するに、公明を期するを知るべきなり。(明山公遺跡)

以上は小笠原長行側からの觀察であるから、或は聊か當人を回護したる文句無きにあらずれども、大體に於て、其の正鵠を誤つたものとは思へない。

### 【三】 償金問題と一橋慶喜



支拂打合せ

歸て一橋慶喜側の記事を見れば、左の通りだ。

公(一橋慶喜)神奈川を去り給ひて程もなく、汽船蟠龍丸入港す。上京の途にある老中格小笠原圖書頭之に坐乗せり(圖書頭は五月八日海軍操練所より編舟にて品川臺場外に至り、蟠龍丸の浦賀より回航せるを待合はせて、八つ時後横濱に著すと官武通紀に見ゆ)。夜半神奈川奉行を召して曰く「償金の事、閣議未だ決する所なし、然れども一たび交付せんと明言したる上は、驕も舌に及ばざれば、余が獨斷を以て、前約を履行すべし、宜しく此意を英國公使に傳へて、授受の順序を定むべし」と、奉行之を公使に通じたるに、公使は償金を受領せば、直に抜錨して本國に送致すべしといへり。因りて圖書頭は神奈川奉行に命じ、明九日を期し、神奈川税關の銀貨を以て、一時繰替へ、償金十萬ポンド・ステルリングを英公使に渡さしめ、授受の手續は、外國奉行、公使の館舎に就いて之を行ひ、現金は波止場より、運送を以て英艦に移せり。

と云ひ、而して更らに、

久しき小笠原の決意

幕府が久しく困しみたる生麥の償金は、斯く圖書頭の獨斷といへる名目にて始めて解決せられたるが、これ併しながら一朝一夕の思立にはあるべからず、去る三月圖書頭が京都を發するに臨み、勅命とさへあれば、利害得失をも計らず、ひたすらに遵奉し給へるは、婦女子の道にして、御職掌に叶はせられざる事なり。唯民命を救ひ、國脈を存するの大義に著眼せられ、天朝尊崇の眞意を御事業の上に顯さるゝこそ本意なれといへるは、實に圖書頭の識見なりき。

と稱讚してゐる。

有司呆然

此度償金交付の事傳はるや、識者は「さては廟堂に人ありけり」と喜び合へりしが、幕府の有司は、皆事の意外に呆然たり、殊に尊攘派は、之を聞きて憤慨せざるものなく、幕吏は皆國賊なり、神罰を免れず」と咀ひ、惡聲は延きて水戸中納言と公(一橋慶喜)とに及び、前中納言(烈公)の神靈に對して、何の面目かあると罵れり。まして圖書頭の非難は、四方に囂々たり、されど公と圖書頭との默



慶喜長行  
同穴の狐

契は、外間曾て知る者なかりしなり。「徳川慶喜公傳」  
最末の一句は、實に畫龍點睛だ。此の如く一橋慶喜側では、慶喜と小笠原長行とを以て、殆んど同穴の狐と見做してゐる。然るに一橋慶喜が、四月二十二日京都出發以來、五月八日著京以後の言動が、餘りに其の本意とする所と相ひ反するをもて、延いて彼の心事を疑はんとする者を生ずるに至つたのは、是非なき次第、彼自から求めて之を得たものと云はねばならぬ。

鎖港應接  
開始豫告

圖書頭は、償金を交付したる後、更に一己の署名を以て、各國公使に、京都よりの台命によりて、鎖港の應接を開始せんと告知したるに、十日各國公使は、皆其無謀なる由を答へたれば、神奈川奉行、及目付（成瀬彌五郎）等は、其譯文を携へて、薄暮蟠龍丸に至りて、圖書頭に呈せり。此日一橋家の用人中根長十郎（正言、平岡圓四郎（方中）は、公の親書を齎らし來りて、圖書頭の歸府を促したるを以て、蟠龍丸は翌十一日再び江戸に歸航せり。  
斯くて一橋慶喜の歸府以來の施爲に就ては、左の如く記してゐる。

慶喜の應  
接開始命

公（慶喜）は八日（文久三年五月）の夜を以て江戸に著き給ひ、九日登城あり、諸有司を召して東歸の趣旨を告げ、攘夷決行を論じ給ふ。次で井上信濃守（清直、町奉行）松浦正一郎（藤野、目付）を鎖港談判の委員となし、拒絶應接の事、御委任に相成りたる上は、存分に取り計らふべし」と訓令し、明十日を以て談判を開始せしむ。此夜公は兩人を其邸に召して、内諭し給へるやう、談判については、過激なるべからず、横濱に至らば、兩人とも外國船に乗込むべし。但外船乗込みの事は、堅く他言すべからず」とありしに、兩人は、故なきに外船に乗込み居らば、重職の身にて、出奔せりといはれんも口惜しければ、仰せにはあれど、何故といふ御趣意を承らざらんには、と辭みけるに、公は、ともかくも參れ」とのみにて、明らさまには仰せられず、兩人、此儀は水戸殿へも言上したる上にて、御請仕るべし」と去りて小石川邸に參れるに、水戸中納言は、兩人の申す所尤なり」とありしかば、正一郎は病と稱して籠居すること數日、其間に幕議又變じて兩人遂に發せず。

幕議また  
變



とある。而して又た、

公(慶喜)は歸府の後、屢井上河内守、小笠原圖書頭、淺野伊賀守、川路左衛門尉、水野癡雲、武田耕雲齋等を召見せらる。これ談判開始についての議事なるべけれども、其趣は傳はらず、思ふに孰れも其事の行はれ難きを言上したるならん。此に於て公(慶喜)は十四日を以て、後見職辭任の表を關白の許に上らる。其の理由書は、既記の通りだ。〔參照 尊皇攘夷篇 一〇三—一〇六〕。何れにもせよ、一橋慶喜は、何の爲めに歸府したる乎、將た歸府して何事を做したる乎、仔細に其の事實を検討し來れば、頗る空々、寂々を免れざるものがある。

#### 償金支拂に就き慶喜長行同意

此時一橋府には、命を奉じて關東に下リしも、固より鎮港の理なくして行はれがたきを知るを以て、此等英人の求に應じ、償金を與へざれば、忽擾亂に及ばん事を慮り、小笠原圖書頭と議する處ありて、圖書頭はまた密に神奈川奉行淺野伊賀守に令し

て横濱税館の銀貨を出し、十萬ホントステルリンクを拂はしめたりといふ(但四十萬弗、此節相場を以、二十六萬九千六十六兩貳分貳朱餘に當る)。〔開國起原〕



## 第五章 小笠原長行上京せんとす

### 【三】 銷港談判の通告と回答

英の償金  
受取状  
小笠原長行は、獨斷をもて——少くとも表面には、斯く自から唱道した——英國に償金を交付し、同時に所謂銷港の談判を開始す可く試みた。英國側の償金受取状は、左の通りだ。

千八百六十三年第六月廿六日(五月十一日)横濱不列顛使臣館に於て、千八百六十二年(文久二年)第六月廿六日(松本藩士伊藤軍兵衛東禪寺に於て、英人殺害事件)及第九月十四日(生麥事件)不列顛人民害せられし者の補助として、不列顛政府より江戸の政府へ求めたる金高拾一萬ポンド・ステルリングの所に、洋銀四拾四萬元(當時一ポンド横濱にて四弗に當る)の高を、二度に(即廿四日、廿五日、廿六日)日本政府の名代外國奉行より落手せり。



不列顛勘定役 名印

而して小笠原長行から各國公使へ申達したる書狀は左の通りだ。

小笠原各  
國公使に  
申達狀

以書翰申入候。然ば邦内之人心外交を欲せざるに付、外國人を却け、港を鎖す  
べき旨、京師より台命にて、右應接自分へ御委任に相成候間、委曲面談に可及  
候得共、先此段申達置候。拜具謹言。

文久三亥年五月九日

小笠原圖書頭 印

外使の意

此の書簡は、果して青天の霹靂であつた乎、否乎は、詳にせざるも、外國使臣に取  
りては、實に意外千萬であつたに相違ない。固より京都に於ける攘夷の氣焰は、  
聊か之を推測せぬでもなかつたにせよ。幕府當局者から、斯く表向きに、鎖港談  
判の通牒を受けては、當然一驚どころか、百驚をも喫せねばならぬ。

英公使回  
答

千八百六十三年第六月廿四日横濱にて  
外國事務執政小笠原圖書頭台下に呈す

日本在留不列顛女王殿下のシヤジタフヘール(代理公使)なる余の同僚と齊  
く台下大君殿下の命にて、余に名當てして送り給える告書を落手し、實に驚  
愕せり。此の細故を載せたる拙き報告は、姑らく置いて論せず。此國の大君と  
御門開きたる港々を鎖ぢ、條約各國の臣民を、右港々より卻くる爲、台下より  
斯く報告し給ひたる皇大君の所置に據れば、日本に困難の來ること當然た  
り。然るを之を全く知らざるは何んぞや。是れ余に於て信じ難きなり。

「此の細故を載せたる拙き報告は、姑らく置いて論せず」とあるは、其の原文に、  
*Apart from the audacious nature of this announcement, which is unaccompanied by  
any explanation whatever.*

とあれば、何等の理由をも申し添へざる此の通告の無法なる性質は、姑らく措  
きと譯し、始めて、其の意味が分明するであらう。併しそれはさしたる問題では  
なからず。

鎖港結果  
の重大

不列顛女王殿下の名代たる余、第一左件に注目す。大不列顛と此國との條約



を正しく相守り、猶擴め、加之是迄より此の條約を自由にし、永久動かざる様申立る事疑なし。是は嚴にして日本より抗抵し難き手筈也。是を柔げ調へん事は、日本の大危難に至る迄、皇帝或は大君又は皇帝大君共に祕る所の理ありと最信すべき手段を、逐一急に説明せられなば、此國の長官猶其權を存すべし。

此の翻譯は如何にも意義が通じかぬ。然も原文によりて、其意を尋釋すれば、當局者たる御身達は、鎖港の結果の日本に取りて、重大の危機であることを大君及び天皇に申し上げ、英人が正に取らんとする嚴厲猛進の措置に對し、緩和、調停手段を施し、善處の策を講じて、居留英人をして、從來に比して、一層安全、且つ堅固なる立場に措かしめよと云ふに外ならぬ。

是を以て余此國の長官に懇に忠告するは、余が職務たり。台下の告書に據り、不列顛女王殿下の政府熟考の上、事を決せば、今祕し給へる諸種別の所置を、執行とも、其事任應さるべし。

英政府決  
心の結果

最後決意

右は若し一旦英國政府が、非常手段を取らば、如何に諸公が包藏する計企を施さんとするも、既に晚矣との旨を警告すると云ふ意義だ。

然りと雖も、余又次條を台下に告示せざるを得ず、今台下より申聞給ひたる拙き(Indiscreetの字は、無分別と譯す可き乎)告書は、文明國の歴史にも例なき旨を、大君殿下に奏し給ふべし。大君殿下必ずこれを御門に奏聞し給へること疑ひなかるべし。此事は實に條約の諸國に對し、日本より軍期(宣戰)を告知するなり。今速に鎖港論を止めざれば、日本國中を、速に嚴しき罪を以て罰せずんばあらず。右は嚴酷の告書なり。

原文を一讀すれば、譯文よりも、其の語氣は手荒く、且つ露骨である。此れは當時クーパー提督(Admiral Kuper)が、有力なる艦隊を率ゐて横濱に碇泊しつゝ、あつたから、英國代理公使ニールは、勝手の熱を吹くことが出來たのだ。固よりいざとならば、日本政府に一泡吹かせて、其の迷夢を醒覺する積りであつたに相違あるまじ。



### 【二四】 償金及び拒絶問題に就て一橋慶喜と 小笠原長行

小笠原  
慶喜の  
點

扱も償金さへ支拂へば、それを好餌として、鎖港の談判も、兎や角——思ふ様に  
は參らざるにせよ——開始せらるゝであらうと期待したる小笠原長行は、劍  
もほろゝの挨拶を英國代理公使より受取り、斯る申込は、取りも直さず、日本が  
世界に對する宣戰の通告であると、却て日本に對する宣戰もどきの返答を受  
取り、その他米國、佛國など、何れも英國のそれと大同小異なれば、今は之を此儘  
に推し行かば、開戰の外なきは、小笠原長行其人ならざるも、何人も之を知るに  
難くない危機に迫つた。されば彼は此の進退維れ谷る場合に處して、開戰を取  
てする乎、將た内輪の趨勢を回轉せしむ可き乎、此れは彼が尤も熟慮を要した  
る一點であつた。尙ほ小笠原長行側の語る所に就て見れば、

慶喜小笠  
原慶喜派

斯くて公(長行)は、償金を與ふると同時に、拒絶の談判を開かんことを照會せ

遺の考

しかども、艦長は激烈なる答書を贈りて、毫も聽き容るべき氣色なければ、如  
何とも爲すこと能はざる有様なりし。是の時一橋家は既に著府ありけるが  
(五月八日夜著府せり)、外國奉行井上信濃守(清直)を密使として、横濱に遣し、公  
(長行)に償金を予へ置き、直に英船に乗じて、歐米に趨き、各國政府に就て、拒絶  
の談判をなすべしと説かしめたり。

當時井上清直は、外國奉行でなく、町奉行であつた。それは何れにもせよ、井上が  
一橋慶喜の旨を奉じて、小笠原長行に使したことは、事實だ。而して斯く説かし  
めたる理由として、小笠原側の觀察は、左の如しだ。

蓋し一橋家も東歸して、諸有司の説く所を聞き、償金は勢ひ予へざるべから  
ず。拒絶の談判は到底行はるべからずと思ひたるを以て、公(長行)の横濱に在  
るを幸に、公をして償金を與へ、且一時外國へ避けしめ、朝廷に分疏するに、償  
金を予へたるは圖書頭の罪なり。拒絶の事は、圖書頭が洋行して、各國政府に  
掛合中なりとの口實を以て、其の督促の期を緩め、其の間に、國事參政御用掛

朝廷に對  
する分疏  
方便



寄人等及浪士等の處分をなし、公武を調和して、然る後國是を定めんと企圖せしものなるべし。

此れは小笠原側からの觀察としては、先づ斯くある可きもの、而して一橋慶喜の胸中の、全部ならざるも、其の一部は確かに看破し得たものと云はねばならぬ。

慶喜小笠原上京命

然れども其の趣旨を明示せざりしために、公(長行)は是の時償金は、既に獨斷を以て予へたるも、其の洋行説には従はざりしかば、更に復た使を遣して、公に歸府すべしと促したるを以て、公は乃ち十一日(文久三年五月)に歸府して、一橋家に見えしに、一橋家は、公に向て、償金を予へたる上は、今更是非を論ずべきにあらず、卿(小笠原)は速に上京して、其の顛末を具狀すべし、余(一橋)も亦尋で上京すべしと諭しけるも、公は成るべく同行せんと欲して、其の上京の期を待ちしに、爰に意外の反動を惹き起せり。

水戸慶篤態度一變

要するに一橋慶喜も、小笠原長行も、本來同穴の狐なれば、彼等が相ひ伴うて上

京し、京都の攘夷論を説破せんと企てたのは、決して小笠原長行としては、不思議でない。然るに小笠原長行の大なる保證人、裏書人たる水戸慶篤は、蚤くも其の態度を一變した。

是より先き將軍家の目代心得たる水戸侯は、償金を與ふべしと公等(小笠原等)に迫り、強いて證書まで差し入れしめたるにも拘らず、老臣武田正生(耕雲齋)の歸府以來は、其の説を一變して、償金を與ふべからずとし、其の趣意を京都に内奏せしに、京都よりは、云々(參照一八)と達せられたる程なれば、償金を與へたる罪を公等(小笠原等)に負はしむるとするも、又自ら其責に當らざるを得ず。一橋家も亦之と同様の事情あるを以て、其職に在るを得ず、故に公(小笠原)及諸有司にも謀らずして、突然に在京の水、板二閣老に宛て、後見職の辭表を差出し、翌日より病に託して登營せず(參照 尊皇攘夷篇 一〇三—一〇六)……公(小笠原)は斯の書を見て、始めて一橋家が辭職の願書を呈せし事を知り、意らく、斯くてもはや同行の望みなし、徒らに之を待ちて、時日を過ごした

小笠原軍身上京決意



めに償金頼末の具狀遷延せば、復た意外の事變を生ずべしと、挺身單行飽くまで分疏し、朝意を回へさんと決心し、急に上京して、朝譴を蒙りたる始末なり。（明山公遺跡）

以上が小笠原長行側の申分だ。尙ほ小笠原長行上京の一件は、項を改めて記する所あるであらう。

### 【三五】 小笠原長行の西上と一橋慶喜

喜償金  
支拂に不  
承知なら  
ず

五月十四日に、將軍後見職の辭表を、京都に向け發送したる一橋慶喜は、小笠原長行が、償金を英國側に渡したるを見て、別段不承知をも表明しなかつた。當時將軍に扈從して在上方の老中板倉勝靜の臣、川田剛が、五月十三日附にて、江戸より事情偵察の次第を、其の主人に申し送りたる書中にも、

右之模様にて相考候處、償金は小笠原侯英船にて、御直談御渡しに極り申候。全體最初にも上阪御用にて御乗船も被成、神奈川邊に二三日御泊り、又候御引戻被仰付候上は、水戸様初閣老方も内々御申合之事に相違有御座間敷。外様者兎も角、一橋公に於ては、御著府已前に右様に取計候段、御立腹にて、小笠原侯等には、吃度御咎被仰付候筈之處、一向無其儀、小笠原侯者、是迄の通、御登城被成居候得共、詰候處、一橋公も御同意被成候筋に御座候。

小笠原本  
意

と云うてゐる。此れは川田の觀察通りであるばかりでなく、理窟責めにて、一橋慶喜が、小笠原に同意した譯と云ふ計りでなく、本來が同一意見であつたのだ。但だ彼は京都に對しては、飽迄鎖攘論者であることを假糺してゐた。

慶喜の鎖  
攘論假糺

此頃水藩士の書翰に、今や姑息論、幕閣に満ち、獨木君（公を指す）をおどして平穩の御處置をと申張りたれば、兩公（一橋、水戸）の力も、挽回し難く、小笠原も不本意ながら償金を渡して、遂に姑息家の本尊となりぬ。されど氣力ある者は、小笠原一人のみなり。若し京都より詰問の爲とありて、召上せらるるに於て



は、老中の中小笠原然るべしなど云ひ、武田耕雲齋、大場一真齋も、償金授與の始末について、公も水戸中納言も、徹頭徹尾正議を主張せられし由を（参照章 皇權夷篇 一〇七—一〇九）京都の同志に書通したるを見れば、公は飽くまで鎖國不償の強硬論を装ひ給へるを知る。（徳川慶喜公傳）

とあれば、慶喜其人は京都に對しては、全く假面の人であつた、然も彼は如何なる程度まで、小笠原と申合せたるかを知らぬが、小笠原が上方行に就ては、彼も正しく之に關知してゐたことは分明だ。

小笠原西上

是より先、償金交付の事畢るや、公（一橋慶喜）は、此事必ず朝廷に奏して、其已むを得ざる事情を辯疏すべしとありて、五月十九日、小笠原圖書頭に、井上信濃守、水野癡雲、向山榮五郎等を率ゐて上京せしむ。因りて圖書頭は横濱に至り、神奈川附近の警備を巡視し、江戸より至れる若年寄有馬遠江守と共に、英國公使と往來して、何事をか商議しつゝ、ありしが、二十八日密に英艦を借り、歩騎凡千六百人を率ゐて西航し、六月朔日、大阪に上陸せり……

小笠原上阪目的

圖書頭の未だ出發せざる時、公（慶喜）は、之をもどかしく思召しけん、圖書躊躇せば、自ら上京して辯疏せんものと仰せられしが、やがて水戸藩士長谷川作十郎（允迪、梅澤孫太郎）をして前後に上京せしめたり。（同上）

とある。されば小笠原上阪のことは、單に一橋慶喜の關知したるばかりでなく、又た同人の上阪を督促したる程であつたことが判知る。尙ほ小笠原其人が如何なる目的もて上阪したる乎に就ては、何人も之を明言するものは無い。但だ單に辯疏するばかりならば、小笠原一人にて澤山だ。然るに當時幕府の精銳とも見る可き歩騎一千六百人（小笠原長行の傳記には歩騎兩隊總員千七十五人とある）を率ゐて償金支拂辯疏の爲めに上阪とは、到底受取られない話だ。されば此れには必らず深く込み入りたる計企があつたに相違なかる可く、それには一橋慶喜と小笠原長行との間に、若し十二分の打合せが無かつたならば、必らずや以心傳心の契會があつたには相違あるまい。若し然らざれば、一橋慶喜が、此れ程の仰山なる出立を、その儘看過可き筈が無い。之を看過したるは、承認した

慶喜との契會



る證據であらねばならぬ。

【二六】 横濱に於ける小笠原長行(一)

小笠原上  
京附令

抑も小笠原長行が、一千幾百の歩騎兵を率ゐ、英國の船艦を賃貸し、それに搭乗せしめて、西上したる底意の揣摩は姑らく措き、今ま單に其の事實の成行を語れば、左の通りである。

一 於京都表、御用有之、一入早々上京致候様御沙汰之趣に付、御軍艦にて急速上京可被致候。

而して同時に水野癡雲にも、

一 圖書頭事京都表へ相越候に付、附添罷越候様可被致候。

五月七日

此れが最初の辭令だ、此れは事後に授けたもの乎、左なくば自發自令であつた乎、何れにしても五月七日に、江戸を出發した、而してそれが果して上京であつた乎、上京を口實としての横濱行であつた乎、そは明白でない。

五月七日より五月二十日迄には、種々の出來事があつた、その重なるものは、借金支拂と、鎖港談判の通告であつた。

小笠原一  
横濱入  
港

一 五月二十日黄昏頃、閑老小笠原圖書頭殿、御町奉行井上信濃守、監察向山榮五郎、土屋民部、設樂彈正、御勘定長谷川巽并元水野筑後守(今號癡雲)ライモン船にて入港。

此の如く五月二十日に、小笠原一行は、ライモン船にて、横濱に入港した。

此ライモン船者、昨年亞ミニストル之周旋にて、葡之コンシユル、カラルクより、二十萬弗に御買上に相成候船にて、蒸氣商船なり。

小笠原  
長谷川  
巽行

一 長谷川巽と申者は、元小笠原圖書頭殿之足輕にて、年久敷書生致し、先年黒鍬之株を買、當時立身仕、御勘定と相成申候、右巽儀此度上京行者、水野筑後



守建白致し候由。尤此者も此度上京事件にて、彼是と建白いたし、圖書頭殿に、大に被用候由。

同水野忠  
德

一 水野筑後守、退役後癡雲と號居候處、此度圖書頭殿之御頼により上京致し候に付、常友典膳と名を改め候て、圖書頭殿之御家來分と相成候。

一 同夜蟠龍丸御船入港。

右ライモン船一時京師行之事、官武通紀、横濱日記抄

以上によりて此行が決して尋常一様汗漫の旅行でないことが判知る。而して水野癡雲を、態々退休の後に起し、彼を同伴するてふ其事が、如何に此行の重要な意義あるかを知るに足るものがある。

一 同月廿一日朝、淺野伊賀守、京極能登守兩人、圖書頭殿御乗船へ相越候事。

一 朝四つ時頃(午前十時頃)山口信濃守乗切に江戸より著、不取敢圖書頭殿御乗船へ相越候事。

京極能登  
英書記官

而して二十一日京極能登守が、横濱運上所に於て、英國書記官ユースデンと對

對話

話があつた。

ユースデン

一 今日圖書頭様より公使迄御遣しに相成候御書簡の案文に付、公使不承知之處有之候間、兎も角御同役様之中御一人、公使館へ御越し、同人へ御談判之上、睨と御取極被成候方可然、左候得ば、案文之儀者、私より差上候ても宜敷御座候。

奉行

一 左候はゞ今一應公使へ引合、其上認め直し遣し候様可致候間、其案文之儀者、周旋頼入申候。

ユースデン

一 私へ認め様御頼被成候に付、其段公使へ申向候處、不承知に有之、就而者今申上候通、御一人御越し之上、今一應御引合被成、睨と認振等御取極被成候方可然奉存候。



此の書簡の案文なるものは、何事であつた乎。多分幕府からの東禪寺及び生麥事件の挨拶状であらうと察せらる。

奉行

- 一 今日に不限候哉。

ユースデン

- 一 今日中に御取極可被下候。蒸氣船之一條も有之候得ば、早々御決定之方可然、左も無之候ては、蒸氣船之儀も、不出來様相成可申候。

奉行

蒸氣船借入申込

- 一 明朝引合可取極候。蒸氣船之儀者、此間も談じ候通、是非借受度候。

ユースデン

- 一 何時御越被成候哉。

奉行

- 一 明日十時に可罷越候。

ユースデン

- 一 先日御條約之通、右御書簡之一條、早々御決定之上、認め無之中者、蒸氣船之儀も落著仕兼申候。

右畢而退席

此の如く神奈川奉行と英國書記官との對話は、所謂る蒸氣船借受けの先決問題として、英國代理公使が満足す可き挨拶状を、幕府執政者より受取るを必須とし、其の文句に付て、彼是双方の間に、商量したものと察せらるゝ。尙ほ横濱日記には、

但右御書簡者、何等之事柄に御座候哉、尙追而相分次第可申上候。

酒井應接の用件

- 一 此以前、前一條之儀に付、於公使館、酒井飛驒守殿御應接有之候得共、人拂に付、事柄一向相分不申候。乍併私之考には、本文ユースデン之對話に、此書簡之事不決中は、蒸氣船之儀も貸し兼候と之趣申立候上は、察するに恐らくは和議之御書簡にも有之間敷哉。



此の推測は、正しく其の正鶴を得てゐる。要するに東禪寺、生麥兩事件償金支拂濟に付、その挨拶狀を——即ち今後は決して斯る不始末なる事件を出來せしめぬてふ——挨拶狀を交付することにあつたと思はるゝ。

【一七】 横濱に於ける小笠原長行(二)

小笠原横濱上陸

事件は文久三年五月二十一日に繋る。場所は横濱と神奈川。

一 圖書頭殿、午時運上所へ御上陸。

此時小笠原長行は、ライモン號に搭乘してゐた。

一 圖書頭殿、横濱内外神奈川邊迄御警衛場所等御見廻有之由にて、夫々場所々々へ運上所より達置候處、御見合に相成候事。

一 淺野伊賀守、英公使館へ相越し、書簡之儀に付談判有之。(參照 二六圖書頭

公使宛書簡取戻し

殿よりミニストルへ御遣し之御書簡御取戻に相成候事。

右談判之趣は、人拂に付、一向不相解。

一 取戻之書簡於江戶表評議之上御遣しに相成候積に付、山口信濃守右書簡持參、黄昏乗切にて出府致し候。

此の書簡なるものは、前記(參照 二六)の通り、定めて償金支拂一件に關し、前過を謝し、後失を警むるの意味の挨拶狀と察せらるゝ。

幕吏追及會談

一 黄昏頃、若老(若年寄)有馬遠江守殿、大目付松平對馬守、外國奉行柴田貞太郎乗切にて、江戶より神奈川本陣へ著之上、急ぎ談じ度儀有之候間、神奈川奉行之中一人本陣迄罷出候様と、神奈川奉行迄達し有之候に付、其段奉行より圖書頭殿へ申上候處、幸ひ拙者儀運上所迄上陸致し居候間、神奈川奉行呼寄候には不及、運上所迄罷越候様可被致と被仰候に付、其段奉行より乗切にて遠江守殿へ申上候處、直様御同人運上所迄、暮六つ時過御出張有之、何等之御談判に候哉、夜九つ時(午夜)頃、神奈川本陣へ御歸り、圖書頭殿も同刻ライモン



船へ御歸相成候事。

右談判之趣者、一向不相分。

此れは例の挨拶状の件であつた乎、それとも他の事件であつた乎、何れにもせよ小笠原圖書頭と有馬遠江守との長評定は、定めて小笠原上京の使命に就て、彼是と談合を凝らしたものであらうと察せらるゝ。

有馬歸府

一 同月廿二日朝未明、有馬遠江守殿御歸府。

一 昨日山口信濃守乗切にて持參之書簡、何と評議決候哉不相分候得共、今日晝過乗切之者、右書簡持歸候事。

信濃守は直に江戸に止り居。

一 右書簡不取敢英へ御遣しに相成候由。

英船賃借成就

此れにて英國公使も、兎も角も納得したるものと察せらる。此の如くして英國の船艦賃借の談判も、首尾克く成就した。

一 英公使と談判之上、同國蒸氣商船二艘、大阪迄御借上に相成候事。但一艘

に付、一ヶ月一萬五百弗之損料遣候由、右二艘分二萬千弗、英船司へ御渡に相成候事。

二艘英人乗組、大阪迄參候由にて、御國通辭兩人づゝ乗組候事。

一 英船御借上之儀者、疾より御談判には相成居候儀にも可有之哉、圖書頭殿當港へ御出張之節、通辭兩人江府より來り候事。

此れは固より當初から、其の目論見であつたものと察せらるゝ。

一 圖書頭殿今朝運上所へ御上陸、午刻頃より本牧山手各國岡士所之地所、竝外國人居留地、市中辨天社邊、野毛石炭藏建場御見廻、夫より戸部奉行役宅へ御少休、黄昏頃ライモン船へ御歸之事。

一 同月廿三日、今日圖書頭殿御上陸なし。

一 夜五つ時(午後八時)頃、御船朝陽丸江戸より廻る。

一 俄に一橋殿御上京之御沙汰に付、ライモン船を御乗船に致し候手續にて、圖書頭殿儀ライモン船より、朝陽丸へ乗移り、ライモン船を其夜之中に、品

小笠原朝陽丸に移る



川沖迄相廻候事

此れにて小笠原長行と一橋慶喜との干係が、略ぼ明瞭となる。そは一橋慶喜は、管だに小笠原長行の上京を承認したるばかりでなく、彼自身亦た上京して、爲す所あらんことを期したからだ。否な小笠原を差し措いて、自から其衝に當らんと期したからだ。

〔二八〕 小笠原長行大阪に向ふ

慶喜自ら  
上京せんとす

前掲の如く蒸汽船ライモン號を、品川沖まで廻航せしめたのは、一橋慶喜上京の爲めであつた。

俄に一橋殿御上京被仰出候儀は、圖書頭殿儀、早速御上京之積にて、江戸出帆之處、横濱滞留彼是と因循被致候に付(原注、歩兵、騎兵等大阪迄召連候事、並英船御

借受等之事に付、手間取候儀に被<sub>レ</sub>察候)一橋殿被仰候には、左程面倒に思ひ、因循いたし候事に候は、拙者上京可致候間、圖書頭儀者、見合候様可被致と被仰聞候由に付。

此れは恐らくは實情を穿つたものと察せらるゝ。

小笠原一  
橋上京を  
好まず

圖書頭殿には、夫がため大急ぎにて、御手配有之、圖書頭殿思召には、一橋殿儀一旦開國論を立候思召に相成候得共、近頃少々浪人之嫌忌を生じ、半ば鎖國之論に倚り候兆し相見得候に付ては、若御上京被成候節、鎖國に致し申間敷哉。就ては御一人限にては、實に不安に有之、依て是非圖書頭殿も上京被致候思召に候由、實は一橋殿を御上京爲致候儀は、圖書頭殿不好由、旁一橋殿之御上京を御懸念に被思召候由。

小笠原斷  
然上京決  
意

此れは果して然る乎、否乎、何とも斷定は出來ない。但だ小笠原長行には、胸に一物ありて、上京の決心をした。その一物に果して一橋慶喜は、全く同意したる乎、將た同意したとするも、果して最後迄戮協し得可き乎、恐らくは小笠原長行は、



一橋慶喜に對して、十分の信用を與へてゐなかつたであらう。されば一橋慶喜の上京を彼自から好むにせよ、好まざるにせよ、彼自身の上京は、是非共中止する譯には參らぬものと覺悟してゐたに相違あるまい。

一 同月廿四日朝、圖書頭殿御上陸、晝過辨天社邊御見廻、波止場より朝陽丸へ御歸。

慶喜上京  
見合せ

一 一橋殿御不快、御上京御見合に付、品川迄相廻し候ライモン船を、當港(横濱)へ呼戻し候積にて、小船を以、支配向之者を、態々品川沖迄相遣し候事。

此の如く不快にて、一橋慶喜の上京中止は、寧ろ小笠原長行に取りては、仕合であつたかも知れない。但だそれが眞病か假病かは、姑らく措き、一橋慶喜は、當分京都の天氣模様、面白からざるを見て、姑らく上京を中止したものと察せられる。

一 蟠龍丸今朝京都へ出帆、歩兵並神奈川奉行支配乗組候事。

一 同月廿五日朝、圖書頭殿神奈川本陣へ御上陸、晝頃運上所へ御越被成候

長行再英  
船移乘

一 ライモン船、品川より相廻候に付、圖書頭殿朝陽丸よりライモン船へ乗移り候事。

一 圖書頭殿佛之ミニストル並アドミラルへ御逢被成候に付、其段先方へ申入候處、何歟差支有之趣にて、斷申出候事。

長行等横  
濱出帆

一 圖書頭殿並伊賀守(淺野氏補)今夕七つ時(午後四時)頃ライモン船へ乗組候事。夜五つ時(午後八時)頃當港御出帆之事。

一 朝陽丸も同時に出帆之事。

引率兵員

一 京師行之由にて、俄に江戸より左之人數當地へ著。

一 騎兵奉行並騎兵方 大凡百五十人計

一 歩兵奉行並歩兵方 大凡百人計

一 歩兵 千二百人

一 外國御用出役 大凡百五十人計

一 ライモン船、浦賀迄駛參り候中、湯釜損じ上坂難相成候に付、圖書頭殿儀



ライモン船より朝陽丸へ乗移り、直様出帆、ライモン船は浦賀へ碇泊致し居候事。

一 同月廿七日英より御借之蒸汽商船一艘、御國旗を揚出帆、歩兵並同指圖役頭取、並神奈川奉行支配向乗組候事。

一 同月廿八日、英より御借上之蒸汽商船、前同様御國旗を揚出帆、歩兵等乗組候事。

出帆船數

一 京師へ出帆之船者都て五艘。

一 蟠龍丸、一 朝陽丸、一 ライモン船(此船湯釜損候に付、浦賀へ歸る。)

一 當港(横濱)より上坂之人數。

一 奉行一人、一 調役一人、一 定役一人、一 同心兩人、

一 外に江戸より廻候通辭兩人。

此の如く横濱より二十五日夜より二十八日にかけて、舳艫相啣みて、大阪指し

て出帆した。而して此の大兵を率ゐたる小笠原長行の一行は、果して何事を做さんとしたる乎。其の目的や奈何。其の計企や奈何。



## 第六章 小笠原上京計企の挫折

### 【二九】 小笠原、水野等の秘計

西上目的 抑も小笠原長行が、大兵を率ゐて西上したるは、何の爲めであつた乎、若し償金一件の辯疏のみであれば、彼一人にて足る。若しくは彼の外に二三の屬僚を伴へば足る。彼の此の舉は、宛も西郷隆盛が、政府に尋問の筋ありとて、薩南の健兒を擧げて乗り出したると一般、其の目的が他に存す可きは、何人も疑問の必要はあるまい。

水野最後の  
一擲か 此事に付ては、當時小笠原長行と秘計を與にしたる、若しくは其の秘計の張本人とも云ふ可き水野癡雲の屬僚として、此行に與りたる福地源一郎の所記が、尤も信憑するに足るものがある。惟ふに水野は一旦世の中を見限りて、退職の上、に隠居までしたるに拘らず、其の牢騷の雄心は、自から禁ずる能はず、爲めに



此の一擧もて、最後の一擲を試みんとしたるものであらう。いざ此れより其の物語に移らんに、

水野の慶  
喜稱揚

却説五月下旬(文久三年)の事なりけるが、水野癡雲は、一日余(福地源一郎)に向て、頻に一橋殿の賢明なる事を稱し、今日に當りて、將軍家を補弼し、天下を治めんとする人は、此御方の外にはあらざるべしと語られたり。此の水野は、容易に人の善惡賢愚を品評せざる人なりければ、此語を聽て、余は未だ曾て一橋殿の如何なる御方にておはす歟を知らざれども、水野が斯く稱揚敬服あるからは、何様世上にて先々より令聞のある如き御方に相違なかるべしと信じ奉り、窃に幕府の爲に、此の賢明の懿親あるを慶し參らせたりき。

その理由

水野は元來一橋擁立黨の一人にて、彼は田安家々老の閑職にありつゝ、此事に付き松平慶永等の爲めに、否な事ろ松平慶永等と與に、此事に幹旋したる行掛りあれば、斯く稱揚するも不思議でない。されど當時彼が殊更ら稱揚したるは、彼は歸府後の一橋慶喜に謁見して、頗る得る所あつた爲めであらう。乃ち一步

を進めて揣摩すれば、一橋慶喜も、内々は水野癡雲等の密謀、秘計に就て、共謀と云はずんば承認、承認と云はずんば默契を與へたものであらう。

水野の計  
畫

其後(廿二三日の事と覺ゆ)水野は余を招きて、頃日淺野、井上、向山の諸人と申合せ、圖書頭殿(小笠原四老)を戴き上京して、大に謀る所あらんと考へ、其の評議に及びたるなり。足下果して國家に報ずるの志あらば、我に隨行して赴かるべきかと尋ねられたり。余は其の上京の御目的は、何等の事にて候ふやと問ひたれば、水野は首を左右に打振て、其は神祕の一大事なれば、足下に唯今は告げ難し。但し將軍家には御上洛あらせられて、種々の暴論に苦しめられ玉ふ御事、甚だ以て恐入たる次第なり。殊には其爲に國是は頓に動搖して、一定する所なし。臣子たるもの、實に之を傍視し奉るべき時ならんや。故に余(水野)は隱居の身分にても、進んで成す所あらんとは存ずるなりと云はれたり。

從來の將  
軍上洛

元來將軍家茂第一次の上京(文久三年二月十三日江戸参上)は、固より朝命を奉じての事ではあつたが、幕府側では幕府盛時、二代(秀忠)、三代(家光)の元和、寛永の上洛



に比し、若し將軍一たび上洛せば、如何なる激論の朝紳も、翼を戕め、幕府の威令は、十中八九まで所思の通りに行はる可しと期待してゐた。その爲め島津久光などは、其の上洛反對の意見を具陳したるに拘らず、幕府は寧ろ自から進んで將軍の上洛を實行せしむるに到つた。

幕府類勢  
挽回の要

然るにそれが事は悉く豫期と相ひ反して、將軍は御座元に呼び寄せられて、散の目に遭ひ、幕府の威權は、此の上洛を劃して、更らに一層の減退を來たした。されば幕吏の有爲にして具眼の者は、此の類勢を挽回するには、尋常手段の能くする所にあらざるを看破したるに相違あるまい。況んや水野忠徳の如き、強項なる有骨男兒に於てをやだ。

福地隨行

然らば尊意に従ひ、御隨行仕り候はんと答へて、其の手續き定め、翌日外國奉行より御用有之大阪表へ差遣はさる旨を達せられ、猶口上にて水野癡雲附添と可相心得旨を達せられければ、書物方小林彌三郎と云る人を、余が隨行員となし、御軍艦に乗込み、罷越すに付き、神奈川まで出張して相待べしとの

差圖に任せ、廿五日に神奈川へ赴きて、水野一行の來るを待受たり。此の如く一行の上阪は、頗る仰山のものであつた。水野は胸中の秘計、若し意の如く行はれなば、大いに爲す所あらんと欲して、その爲めに福地等をも隨行せしめたるものと察せらるゝ。

小笠原長行上京

債金支拂

公(慶喜)と行違ひに軍艦蟠龍丸入港、小笠原閣老來著せり。夜半圖書頭予等(神奈川奉行淺野氏祐)を召して曰く、債金の事開議未だ再決する所なし。雖一たび、之を明言す。嗣も舌に及ばず、乃ち乃公の獨斷を以て前約を履行せんと欲するなり。宜しく此意を英公使に傳へて、以て授受の順序を定むべしと。予之を公使に通ず。彼曰、諾す。債金を受領せば直ちに抜鑄して本國に送致すべしと。於是圖書頭は神奈川奉行に命じ、五月九日午前七時を期し、神奈川税關の銀貨を以て一時練替、英公使に渡さしめたり。授受の手續は、外國奉行公使館に於て之を行ひ、現金は波止場より運送船を以て英艦へ移し、なり。圖書頭は又一己の署名を以て鎖港の書翰を認め、直ちに各國公使に送りたり。十日各國の返翰達す。予等及日付成瀬彌五郎、其譯書を携へ、薄暮

鎖港通知